

平成26年第1回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成26年3月10日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時 平成26年3月10日（月曜日） 午前10時00分～午後3時03分

会 場 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	総務部部長待遇兼財政課長：佐藤芳彦
議会事務局長：木村喜代美	神岡支所長：伊藤利之
西仙北支所長：今野幸宏	中仙支所長：皆川 貢
協和支所長：武田春樹	南外支所長：伊藤敏夫
仙北支所長：竹内徳幸	太田支所長：草薨 均
総務部次長兼防災管理官：郡山茂	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
会計管理者：柴田敬史	監査委員事務局次長待遇兼事務局長：佐藤智弘
総務課長：伊藤義之	秘書課長：富樫公誠
契約検査課長：久保江信晴	管財課長：舛屋博之
総合防災課長：進藤 久	選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄

市民部長：山谷勝志	次長兼国保年金課長：小野地淳司
環境交通安全課長：平 寛二	市民課長：小田原大造
消費生活相談室長：西村とも子	

議会事務局職員出席者

参事 伊 藤 雅 裕

審議案件

- 第1 議案第30号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）
- 第2 議案第31号 平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第3 議案第41号 平成26年度大仙市一般会計予算
- 第4 議案第42号 平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
- 第5 議案第43号 平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
- 第6 議案第30号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）【討論・表決】
- 第7 議案第62号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第8号）【討論・表決】
- 第8 議案第41号 平成26年度大仙市一般会計予算【討論・表決】
- 第9 陳情第6号 特定秘密保護法の廃止を求めることについて
- 第10 陳情第9号 特定秘密保護法の廃止を求めることについて
- 第11 陳情第10号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択について
- 第12 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前10時00分 開会

○委員長（金谷道男） おはようございます。

それでは7日に引き続き、これより総務民生常任委員会を開会いたします。

本日は、市民部の審査の後に総務部と市民部、両部に係わる補正予算及び当初予算についての討論及び採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

これより、市民部の審査を行います。

はじめに、山谷市民部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○市民部長（山谷勝志） おはようございます。

今次、定例会に上程しております市民部の案件につきましては、補正予算案2件、平成26年度一般会計当初予算と国保特別会計当初予算、後期高齢者医療特別会計当初予算となっておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

なお、2月20日に開催されました総務民生常任委員会所管事務調査におきまして、ご説明いたしました国民健康保険事業運営安定化計画の後期計画につきましては、大仙市議会基本条例第10条に基づきまして、常任委員会終了後に議員各位に配布させていただきますので、よろしくご了承願います。

このあと案件につきましては、各担当課長が説明いたしますが、26年度当初予算関係につきましては、当初予算概要と主な事業説明書によりまして拡充をした事業や新規事業を主体として、ご説明いたしますので、よろしく願い申しあげまして、あいさつとさせていただきます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

それでは、これより事件について審査いたしますが、今回は補正予算に加え、当初予算もあります。部長のあいさつの中にもありましたが、説明は重点事項等について、簡潔、明瞭をお願いしたいと存じます。質疑の時間を多く取りたいと思いますので、よろしく願います。

なお、説明は、座ったままでお願いいたします。

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第30号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

はじめに平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それでは、議案第30号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）のうち、環境交通安全課分について、ご説明申し上げます。なお、特定財源については、歳出の中で、説明させていただきます。

それでは、補正予算書の25ページをお願いします。

4款1項7目51事業、大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金につきましては、356万1千円減額し、予算現額を5,045万8千円とするものです。これは、中央斎場移転改築事業費の用地造成工事、建築工事実施設計業務委託などの事業費確定に伴う補正であります。なお特定財源につきましては、広域斎場整備事業債350万円の減額となるものです。

次に91事業、環境保全基金積立金については、4万2千円を増額し、補正後の予算現額を2,304万2千円とするものであります。特定財源につきましては、協和環境保全基金預金利子4万2千円であります。年度末の基金残高は、1億920万8千円となります。以上であります。

○委員長（金谷道男） 次に小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第30号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）のうち、国保年金課所管分について、ご説明申し上げます。

最初に補正予算書の19ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の部分でございますが、20款、諸収入、5項4目、雑入、88節、旧老人保健分の1,138万3千円の収入でございますが、これは旧老人保健制度における診療報酬等について、東北厚生局及び秋田県による医療機関の指導監査におきまして、過誤または不正事項が認められたことによりまして、平成25年度に当該医療機関から返還されるものでございます。なお、この返還金については国、県支払基金からの補助金がありますので、これらは翌年度精算ということで、平成26年度当初予算に返還金として計上してございます。

次に歳出でございますが、24ページをお願いします。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費、9 0 事業、国民健康保険事業特別会計繰出金は 1 2 3 万 2 千円の減額補正をお願いするもので、内訳として国保税軽減に伴う保険基盤安定分の確定による補正、6 3 7 万 1 千円の繰出金の増額分と、財政安定化支援分 7 6 0 万 3 千円の減額としております。なお、歳入の財源として保険基盤安定分負担金として国県あわせまして 4 7 7 万 9 千円を見込んでございます。

続いて 2 5 ページをお願いします。4 款 1 項 1 4 目 5 0 事業、後期高齢者医療費等負担金 6 0 0 万 8 千円の減額補正で、内訳は広域連合の人件費等の事務費など、共通経費の精算に伴う減額でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にいたします。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第 3 1 号、平成 2 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第 3 1 号、平成 2 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の 3 7 ページをお開き願います。

今回の補正でございますが、平成 2 5 年度国保事業の精算見込みによる補正であり、後期高齢者支援金の決算見込みによる減額、療養給付費負担金等の精算に伴う返還金の増額が主な内容となっております。歳入歳出それぞれ 2 2 0 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 3 億 2, 8 5 2 万 2 千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、4 2 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の、3款1項1目、療養給付費等負担金は過年度分が精算されたことから、381万2千円を減額するものでございます。同じく、2項1目、財政調整交付金は普通調整交付金が減額となる見込みから、105万1千円を減額するものでございます。

次に4款1項1目、療養給付費交付金165万6千円の減額は過年度分の保険給付費の返還に伴うものであります。

次の5款1項1目、前期高齢者交付金248万5千円の減額は、交付金の確定による補正であります。

6款1項2目、都道府県財政調整交付金の補正は、過年度分保険給付費の返還、後期高齢者支援金等の減額に伴い減額するもので、97万9千円の減額補正を計上したものであります。

43ページ、8款、財産収入、13万4千円の補正につきましては、財政調整基金の預金利子の補正であります。

次の9款1項1目、財政調整基金繰入金8千万円の減額は、当初2億円の基金繰入を予定しておりましたが、今回の補正で前年度繰越金を全額計上したことにより、8千万円を減額し最終的に基金繰り入れを1億2千万円とするものであります。

同じく2項1目、一般会計繰入金の補正につきましては、25年度国保税軽減に伴う保険基盤安定分の確定による補正、637万1千円の繰出金の増額と、それに財政安定化支援繰入金760万3千円の減額をあわせ123万2千円の一般会計繰入金の減額補正をお願いするものであります。

続いて10款1項1目、前年度繰越金は8,800万8千円で24年度繰越金を全額計上したものであります。

続いて44ページ、11款1項1目、雑入の医療費返還金527万6千円は、過年度の診療報酬等について、医療機関の指導監査等において、過誤または不正事項が認められたことにより、当該医療機関から返還されるものであります。

続いて、次の45ページの歳出でございます。

2款1項1目50事業、一般被保険者療養給付費については財源振替であります。

次の４６ページ、３款１項１目５０事業、後期高齢者支援金５１５万３千円の減額は、２５年度支援金の額が確定したことによる補正であります。

次のページ６款１項１目、介護納付金に２９０万９千円の減額につきましても、確定による補正をお願いするものであります。

次の４８ページ、１０款１項１目、返戻金７３６万４千円の補正は、療養給付費等精算に伴う返還金が確定したことによるものであります。

次のページ、１１款１項１目、財政調整基金積立金、１３万４千円の補正であります。財政調整基金で生じた預金利子を財政調整基金に積立するものでございます。

５０ページ、１２款、予備費につきましてもは２７６万７千円の補正をお願いするものであります。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 雑入の医療費返還金について、具体的にどのような不正とか、というような説明のようですけれども、どのような内容、またそういう施設、病院等、何件で起こったものなのか、お知らせ頂きたいと思っております。

○委員長（金谷道男） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 雑入の部分でありますけれども、この部分につきましては、実は本荘第一病院と、日赤の部分があるんですが、これはもう相殺になっておりますので、実際ここに計上したのは本荘第一病院のいわゆる過年度分のいわゆる不正という言葉が使われておりますけれども、実際は保険給付にならないものを、病院側で保険給付だと、いうことで処理してしまったということを東北厚生局で後の検査でこれが見つかったということで、各自治体にその分を返還するということで、自主返還的な形で処理されるということでもあります。これについては先ほど一般会計でも説明いたしましたけれども、旧老人保健でありまして、これももう老人保健は無くなっておりますので、これを一般会計で処理するというので、今回、雑入に入れまして、当該年度でこれが返還

できないものですから、26年度の当初予算の方で、これを返還するという今の流れになってございます。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これはよそとは特別関係無いと思えますけれども、そうした保険給付に当たらない、診療なんだというふうなことに判定された場合、いずれ患者さんに対して、こういう事例の場合、患者さんに対しては、その診療費費用について、どのような対処が行われるものなののでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 実際は保険給付の対象にならないということになりますと、患者が本来は10割を払うということになるわけですが、この分については、病院側の処理ということになる訳ですが、それは患者さんに負担をかけないという処理の仕方をするというふうになっております。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第41号、平成26年度大仙市一般会計予算を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は各課ごとに行います。

はじめに、平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それでは議案第41号、平成26年度大仙市一般会計予算のうち、市民部、環境交通安全課所管にかかる歳出の内容について、主なものを説明申し上げます。なお、特定財源については、歳出の中で説明させていただきます。

それでは、予算概要書の1ページをお開き願います。

2款、総務費、1項、総務管理費、5目10事業、交通安全対策推進活動費1,979万5千円につきましては、事業説明書にも載っておりますので、こちらをお願いいたします。内容につきましては、3-1ページをお願いいたします。内容につきましては交通指導隊98名分の報酬が主なもので、需用費の中では、各種交通安全キャンペーン用品、各種啓発ポスター、バッジ、交通安全啓発看板、のぼり旗、交通安全啓発用反射材購入、歩行環境シミュレーターそれから昨年度購入しました交通安全トリアスロン、自転車シミュレーター保守料ほか、であります。特定財源につきましては、平成26年度交通災害等加入推進交付金55万7千円であります。

次に50事業、交通安全対策費負担金27万7千円は、大仙市と美郷町で構成する大仙地区交通指導隊連合会負担金であります。

次に60事業、交通安全対策費補助金125万4千円は、3の2ページをお願いいたします。交通安全会補助金72万2千円と大仙市交通安全母の会補助金53万2千円であります。

次に3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費でございます。

13事業、防犯対策関係経費364万7千円は、事業説明書3-3ページをお願いいたします。防犯指導隊員50名分の報酬が主なもので、需用費、消耗品費などあります。

次に60事業、社会福祉総務費補助金98万9千円は、事業説明書は、3-4ページをお願いいたします。これは大仙市防犯協会補助金であります。

次に11事業、自主防除事業費137万5千円は、町内会や衛生活動団体等が地域に対応した衛生対策として散布する防疫薬剤の一部を支給するものであります。

次に12事業、公害対策費190万6千円は、公害防止対策のため、河川水質検査、自動車騒音測定、酸性雪測定、臭気測定、それから自動車騒音常時監視業務などを行い、市域の生態系の保持と市民の良好な生活環境を保全するものであります。特定財源については、100万2千円が衛生公害関係移譲事務交付金であります。

次に13事業、環境学習推進費37万9千円は、予算概要書2ページ、事業説明書3-6ページをお願いします。これは、地球温暖化問題やエネルギー問題などについて、環境学習を通じて環境に配慮したライフスタイルを身につけるために一般市民、小中学生、事業所を対象に「子どもエコチャレンジ」「環境家族宣言」「ワンディエコチャレンジ」「親子自然観察会」を実施する経費であります。

次に51事業、大曲仙北広域市町村圏組合斎場負担金2,914万7千円は、広域市町村圏組合で管理運営する北部、中央、南部斎場の管理運営費の大仙市負担分であります。

次に52事業、大曲仙北広域市町村圏組合中央斎場改築事業費負担金10億3,743万4千円は、中央斎場移転改築経費の大仙市負担分であります。なお特定財源につきましては、中央斎場移転改築事業債、9億6,100万円であります。

次に91事業、環境保全基金積立金2,890万円は、事業説明書3-7ページをお願いします。秋田県環境保全センターからの交付金を協和地域の住民が快適な生活を送るための環境施策に充てるため、積み立てするものです。特定財源につきましては、環境保全センター交付金2,890万円であります。

次に8目10事業、環境衛生事業費339万2千円は、事業説明書3-8ページをお願いします。これは、市民が快適に暮らせる環境を維持するため、生活排水、騒音等の生活環境に関する相談、苦情、要望等に対応するための経費と、全市一斉クリーンアップに伴う経費等となっております。

次に8目24事業、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費3億2,120万1千円は、事業説明書3-9ページをお願いします。これは、市が所有する施設であって、耐震性を有する建物のうち、地域の防災拠点や災害時等に地域住民に不可欠な都市機能を維持する為に必要な施設において再生可能エネルギー等の導入を進め、災害に強く環境負荷の小さい地域を作り上げることを目的とする

もので、26年度は、7中学校に太陽光発電・蓄電池システムを導入し、災害時に避難所としての機能をもたせるものであります。

補助対象は、2億9,741万2千円で、地上設置、屋上設置6校については、太陽光発電設備15kw、蓄電池15kw、壁面設置1校については、パネル10.5kw、蓄電池15kwとなっております。補助対象外の部分については、LED照明器具設置6基分、データ収集装置、大曲西中、仙北中タラップ改修工事など2,378万9千円となっております。

なお、この施設は、平常時も設備を活用し、光熱費等の削減につなげるものであります。特定財源につきましては、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金2億9,741万2千円であります。

次に11事業、墓地公園整備事業費、937万5千円は、事業説明書3-10ページをお願いします。これは、墓地、埋葬等に関する法律により、個人が墓地を設置運営することは、原則認められていないことから、市民要望に基づいた公営墓地の充実を図るものであります。26年度は、神岡墓地公園静香園の規制墓地20区画を増設するものであります。神岡墓地公園については、平成22年度に19区画整備したものであります。現在残区画は、2となっており、この度増設するものであります。特定財源につきましては、墓地公園永代使用料が、600万円となっております。

次に11事業、ごみ不法投棄防止関係費、773万2千円は、予算概要3ページ、事業説明書は3-11ページをお願いいたします。これは、不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄された投棄物については、原因者を究明し、早期撤去を実現することで、快適な環境づくりを推進するもので、不法投棄監視員報酬、不法投棄物処理、啓発などを行う経費です。

また、不法投棄されやすい場所の道路の刈り払いを行うとともに、不法投棄防止監視カメラや不法投棄防止啓発看板を設置し、監視体制を強化して参ります。特定財源につきましては、一般廃棄物処理手数料473万2千円、環境保全基金繰入金300万円となっております。

次に12事業、廃棄物処理管理経費3,546万6千円は、事業説明書3-12ページをお願いします。これは、市内7カ所にある旧最終処分場の保守管理、水質検査などを行う経費であり、周辺地域の環境保全に努めるものであります。

このうち、中仙浸出水ろ過塔整備及び流量計設置工事費は1,236万6千円とこれに伴う実施設計委託料、監理業務委託料については、設備診断結果に基づき行うものであります。このほか中仙の処分場については、設備点検業務と場内管理業務を委託することとしております。

また、大曲の最終処分場については、色度除去施設マンガンろ過塔及び活性炭吸着塔ろ材交換及び内外面塗装業務を委託するほか硫酸タンク修繕を行います。さらに、最終処分場技術管理者資格取得のための予算をおいております。

次に13事業、ごみ収集関係費1億6,327万7千円は、事業説明書3-13ページをお願いします。これは、廃棄物処理法に基づき、市が収集義務のある家庭系ごみについて、計画収集を確実に円滑に行う経費であります。収集体制については、市内17業者に委託しており、可燃ごみが週2回、不燃ごみが月1回、資源ごみのびん・缶が月2回、ペットボトルが月1回、古紙類が月1回の収集となっております。また、26年度は、新規事業として、古布類の計画収集を5月、8月、11月の年3回行うこととしております。特定財源につきましては、一般廃棄物処理手数料6,838万6千円、ほかとなっております。

14事業、廃棄物減量化対策費3,758万円は、事業説明書3-14ページをお願いします。本事業は、次世代に豊かな環境を残していくために、市民、事業者、行政が協働し、これまでのライフスタイルの転換を図り、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・再資源化を推進する経費であります。家庭系ごみについては、平成20年度から減量化を目的に有料化したところであり、平成19年から22年度までは着実に減量化が図られてきたところでありましたが、23年度は、対前年比で増加しており、24年度も、その傾向が続いておるところでございます。

次に17事業、一般廃棄物最終処分場廃止調査事業費410万6千円は、事業説明書3-16ページをお願いします。これは、埋め立てが終了した7箇所的一般廃棄物最終処分場について、適正に廃止することにより最終処分場周辺の生活環境を保全することを目的とするもので、廃掃法等による技術上の基準や廃止に係る基準を満たして、廃止することが求められるもので、26年度は、基礎調査を行う経費としております。基礎調査業務の内容は、事業概要に示す5項目となっております。

次に51事業、大仙美郷環境事業組合負担金9億5,982万7千円は、大仙美郷環境事業組合に対するごみ、尿尿処理施設の運営費及び起債償還に係る負担金であります。負担割合は、平等割5%、人口割15%、利用率割80%となっております。特定財源1,076万3千円は、一般廃棄物処理手数料となっております。

次に52事業、大仙美郷環境事業組合負担金、交付税算入分につきましては、5億7,931万5千円であり、これは建設事業に係る起債償還分の交付税措置されている額を大仙美郷環境事業組合に負担するものであります。

次に8款2項8目7事業、これは新規事業であります。通学路グリーンベルト設置事業費1,132万6千円につきましては、事業説明書3-20ページをお願いします。これは、市内各学校の主要通学路にグリーンベルトを設置することにより、通学路であることを視覚的に認識させ、通行車両の減速を促し、通学児童生徒の安全を確保するもので、平成26年、27年度の2カ年について行うもので、26年度につきましては、3つの小学校について施行延長8,220mを行うものです。なお、2カ年事業であります。毎年見直しを行うこととしております。以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 一つひとつゆっくり質問します。

何かあっちもこっちも委員長に言われたのも、最初から事業説明書をわざわざ作って、渡しているからそれに基づいて説明してもらった方が良く頭さ入るんだのも、原稿を読んで説明したたって、やはりどんどんあなたペースで進んで行って、私は目が開いているうちに別さ行ってしまうのな、非常にそういう意味で、少しまらな質問もあるかもしれねども、よろしくお願いいたします。

一つは交通安全推進活動費の話ですけども、これは私の記憶というか、非常に自分なりに勉強した分野でいきますと、この交通安全対策費というのは、国の事業として最初に来たということなのですが、これはあまりにも交通事故が多くて、これは何とかしなければいけないということで、作ったというようなそ

ういう経緯ということが、ずっと頭に入っているんですけども、それだけ大変な事業で、いろんなことを対策としてやってきたと思うんですけども、毎年なんかこうやって見ていると、同じようなことを繰り返しているような感じがしてしょうがないです。どっか評価したり、あるいはいろんな事業に対しての検証をしっかりとやれば、もっと別なものも出てくるんでないかと思えますけれども、その辺はどのように感じますか。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） お答えいたします。

そのことにつきましては、一昨年度、交通安全推進計画というものを5か年間にわたって策定はしてございます。大仙市の交通安全推進計画であります。その中で、抑止目標ということを立てて、取り組んでございます。全県におきましては、県の交通安全計画におきましては、抑止目標を40人に立てておると、これまで60名という形で推移しておりましたけれども、それに向けて取り組んで行くということで、市の方でもそれらの目標に向けて、目標は交通死亡事故ゼロということを目標にして取り組んでおるところでございます。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 経過としての話しは、それはその通りやれば結果として出ればうまくないわけですけども、私いつも感じるのは、パレードをやりますね、今回のもパレードが出ていたんですけども、パレードをやって、交通は指導員だとか、大変つねに（聞き取り不可能）人たちが、中心になってやることなべのも、私がたは本当に苦労していると思う。それで、パレードの中身として、中学生だとか、幼稚園はどうだったかな、そういうのも含めて、参加させて、意識を高揚させていくという、これは勿論素晴らしいことだとは私は思います。ただ、そのことと、学校で教える交通安全の教え方というのかな、学校で指導している中身を、言うことは同じだと思います。人は右、車は左だと教えるかも知れない。交差点も1回止まってと教えているかもしれねども、実際は子どもだから、その時はハイと言うのも、下校の時、登校の時は集団登校だからある程度は上級生が教えていくべからちゃんとしていくべのも、下校の時を見ていると本当に危なかしくて、関係ないものな。もう中学生になっても、おしゃべりしながら、左右関係無く来て、人にぶつかってくるという、そういう状態なんですよ、現実には。だ

から本当に素晴らしいことをやっているんだけれども、結果さっぱりその辺ですね、やっぱり子どもだからなと思えばそうなんだけれども、もう少し何か超える対策なども考えて欲しいなというふうに思いますけれども、あまりちょっと難しい質問だかも知れねども、頑張るって言ってください。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 母の会等を中心に、保育園児童などには、ミニキャラバンということで、交通課と一緒に指導に歩いたりしてございます。また小学校の方にも出向いて啓発活動には取り組んでございますので、何とかそういう方面で頑張って参りたいと思います。

○委員長（金谷道男） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 事業説明書でいけば3－3ページになるんだのも、ここの防犯の対策関係も全く交通安全と対策かなりやっていくごたば、年中、だいたい一緒だしやな。だから防犯のことも含めてやっぱり、いつもただ、予算付けてやれば良いということでは無くて、本当に気持ちが伝わるようにやっぱりそういう事業というのはやって欲しいなと、いうことを申し上げたいと思います。

○委員長（金谷道男） 他の委員の方。はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 事業説明の3－9、公共施設再生可能エネルギーというように、昨日ちょっと中学校の卒業式の時に行ったら校長先生から、今度、再生エネルギーのパネルというようなお話で、そうすれば電気を売れるのかというようなお話をしたら、いや違うと、やはりそういう災害があった時に使えるものであって、普段は使えないと、特別なとき、停電の時はパソコン程度は使えるというようなお話であったわけですね。それでさっきの平課長の説明の中では、平常の時も使えると、いうようなお話だったので、平常というのはどの程度までが平常なのか、そのあたりをちょっと教えて。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 何か誤解が学校の方にあったようで、普段から平常電力の削減にまともに、まともにという言い方、貢献するというふうなことであります。それから太陽光パネルにつきましては、協和中学校の場合、15kw、それから蓄電池については15kwと、それ以上の部分について、買電契約を結ぶのかという、それはございません。ただ、中学校につきましては、平常時であ

りましても、全く使わないという日はほとんど無いことですから、それに貢献するというふうに考えてございます。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、橋本委員。

○環境交通安全課長（平寛二） すみません。それから補助対象外の部分で、LED照明6基、これは職員室の中に6基付ける訳でございます。それからデータ収集表示装置、それからタラップ改修工事についてはまあ、大曲西中、仙北中に付けるということでございます。毎日使えるということでございますので、よろしいでしょうか。

○委員長（金谷道男） 橋本委員。

○委員（橋本五郎） 学校ではそのように捉えていないんですよね。校長先生の話では。ほかの議員もいたがら。停電の時だけ、災害を除いて停電の時だけパソコンに使える程度の電気だと、いうふうなことで普段は使われないと、おや何もねってががと、いう我々が聞けばそうなる訳しな。買電できなくても、普段その学校で使える範囲内は使えると、そうすれば一般の経費節減にもなるし、おや良いことなねがという気持ちになるんだけど、そういう時は使われないとというのが学校の校長先生の説明だったんだしもの。だから今、平さんの説明を聞いて、非常の時も使えると言うから、おやこれなば良いことなねがと、すれば平常ということはどこまでの範囲の中の話しをしているのかなと、いうことでの話しであります。

○委員長（金谷道男） 平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 平常時も使えるということにつきましては、コンセントが大曲南中学校の場合は3つであったと思います。そこに差し込みますと、平常時もパソコン電源等として活用できるものでございます。LED照明につきましては、太陽光の方につながっておる訳でありますけれども、そのLED照明に行かない部分については、コンセントを通して非常時に使えると、こういうものでございます。

○委員長（金谷道男） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） やはり学校の方で、そういう考えを持っているようだけれがら、やはり設置になる時点で、良く説明をして、理解を得るように、説明していただければよろしいかと思えます。

○環境交通安全課長（平寛二） 説明不足の感があったと思いますので、学校の方に良く伝えておきます。

○委員（橋本五郎） それからごみの不法投棄、監視員のことなんだけれども、我々協和の方でもご難儀をして、パトロールしているんだけれども、我々から見てもいたちごっこなのかなと、だけれども、ここの資料説明によると、いくらか不法投棄が少なくなっていると、というようなことであるわけ。我々協和の地域から見れば、全く秋田市から来たような人方が、山の中に投げているような感じだわけな。本当に。地域の人はずうは投げねんだよ。そういうことでやはりこれはいたちごっこで、いろんな監視員の人方が一生懸命難儀をして、ごみを収集して歩くんだけれども、そのあたり、もっと良い方法が無いのかなと、完全ということはある得無いけれども、もっと、こう、能率の上がるような、そのあたり、何か、平さん、あなたの頭なもの、何かあるべと思ってよ。何たものだしかな。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 実は不法投棄監視パトロール等を行う際に、新年度は何と言いますか、マグネットを30枚、市の方で準備することとしてございます。ただ、隊列に加わって、回るのよりも、はっきりと不法投棄防止パトロールをしているんだということを、知らせるような形に持って、パトロールをやるということで考えてございます。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、良いですか。

ほかにございませぬか。はい、秩父副委員長。

○委員（秩父博樹） 最初に橋本委員と被るかも知れないですけど、今回、プラス7校を設置する予定ですけども、前は確か、もしかすればこの予算がまだ上がってくるかも知れないという話を聞きましたけれども、その見通しというのはあるものですか。まだこれから、全然ないものですかね。

○委員長（金谷道男） はい、山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） このあとですね、25年度の実績を県の方で収集して、例えば契約関係において結局下がるので、余るという方向の話は何っております。ただどれだけというところが、まだ不確定なので、できれば億単位で余るようであれば、手を上げてまた次のステップに向かいたいな、とは考えておりますけれども。そういうところですよ。

○委員（秩父博樹） わかりました。ありがとうございます。

それから、若干これからはずれるかも知れないですけども、小水力発電、この前に市長からの答弁で、市内では2箇所で開催されていて、多分、試験的に小さいタイプの物だとは思いますが、その中で1か所だけ私、家の近くの長楽寺の農村公園のところを見にいったのですけれども、ちょっと動いている気配が無かったので、あれは通年通して動くタイプじゃなくて、時期的に動くようなものとか、何ですかね。ちょっとその辺、もしわかれば。教えていただければ。わからなければ良いですけども。

○委員長（金谷道男） はい、山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） 小水力の長楽寺の件については、具体的には農林の方でやってまして、こちらの方では把握はしていないんですけども、ちょっと今、調子が悪いということは伺っています。大沢郷の方は年中通して動いてますけれども、今のところそういう話しのようです。

○委員（秩父博樹） はい、わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、今の話しの中には無かったのですけれども、A3の方にあるので、狂犬病の予防対策費なんですけれども、ほとんど登録しているんじゃないかなと思うんですけども、中には例えば登録していないのもあるかもしれない、その部分の把握の方法ってあるものですか、これは結構難しい部分かなとも思うんですけども、市内に……。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 把握の方法、残念ながら、呼びかけはいたしますけれども、把握の方法は無いというのが、実情でございます。

○委員（秩父博樹） かなり難しい部分だとは思いますが、ここも何か工夫して把握できる方法があれば良いのかなと思ったのですけれども、やっぱり今、おっしゃられたように、なかなか難しい部分かなと思うんですけど、今ちょっと、こう頭に上がったので、お聞きしました。もし、何かこの先、その辺、把握できる良い方法があれば、と思うんですけど、ちょっとその辺も、今後、検討できればと思います。

それから、先ほどごみのお話もありましたけれども、不法投棄の監視カメラ、付けてからの効果というか、付ける前と付けてからの効果ってどれくらいあるも

のですか。どれぐらい減ったのかと言えば良いか。付けるのにも結構、費用がかかっているとは思いますが、付けたあであったかと言うか。はい、もしその辺わかれば、教えていただければ。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 今般、25年度につきましては、協和の船岡地域に設置したところでございます。この監視カメラが目指すところは、カメラで犯人を見付けるというところもございませけれども、非常に目立つような付け方をしております。ですから付けた部分については、ほとんど写らないと、抑止を狙っているということでございます。このほかに、26年度は何処につけるかまだ決めてございませけれども、ダミーのカメラも付けて抑止を狙っておるということでございます。

○委員（秩父博樹） 実際、そうすれば付けた所には、捨てる人がいなくなったという把握が良いですかね。

○環境交通安全課長（平寛二） そのとおりでございます。

○委員（秩父博樹） ありがとうございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ごみ収集関係費についてお尋ねいたします。

ごみ関連についてのまず特定財源の一般廃棄物処理手数料、これは全部で1億2,000万円以上あるわけですが、この一般廃棄物処理手数料というのは、ごみ袋を400円で買ったというのわかるんです。それ以外にもごみ袋以外にもこの手数料には含まれているものなのではないでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） ごみ袋の400円部分のみでございます。

○委員（佐藤文子） 要するに、ごみの有料化、ごみ袋の代金の収入ということなのですね。

○環境交通安全課長（平寛二） はい、そのとおりです。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい、じゃ、伺います。

まず一つは、この不法投棄の予算ですけれども、これの特定財源に、一般廃棄物処理手数料、これが4百何万が含まれておりますね。まず、この不法投棄をしているところを監視したり何かすることは当然必要な事業ではありますけれども、その不法投棄をしている、その内容というのは過去にも一般の家庭からのごみというふうなものはあまり多くなくて、まあいろいろ家電だとか、粗大ごみだとか、そういったふうなものが、凄く多かったというふうなことを聞いている訳なんですけれども、それをこう監視したり、防止したりするそういう事業活動費に、一般家庭の収集ごみ袋の収入財源を充てていくというふうな考え方が非常に府に落ちないというふうなことを率直に感ずるものですから、本来であればこういう、不法投棄防止事業というふうなものは、しっかりと一般財源で、もっと体制と、知恵も働かせながら、やっていかなければならない問題だと思いますので、まず第1点、この辺どう考えるのか、教えてください。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 言葉は悪いわけですがけれども、不法投棄部分については、一般家庭も中に入っておるのか、という、犯人扱いしたくは無いですけれども、そういう意味合いにおいて、包含されるものかなという部分はあるわけですがけれども、ご指摘の点を受けまして、検討させて貰いたいというふうに考えております。なお、粗大ごみの有料化計画の審議の中で、不法投棄の心配があったため、この一般廃棄物処理手数料をこの部分に充てているという経緯はございます。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この問題に関しては、有料化すれば不法投棄も起こるだろうと、だから有料化した袋代をね、充ててね、監視するんだと、この非常にこう本末転倒のような、考えというか、ちょっとこれ府に落ちないなというなものを感じたものですから、少し、その考え方、理念ですね、でもこういうちょっと、これから少しそういう問題提起があったというふうなことを考えていただければというふうに思います。

それから、もう一点。ごみ収集関係費、総じて23年度に増加に転じてから、ごみ量が増えつつあるというふうなのは、これは有料化をされる時から、もう既に経験自治体を見てきてわかっていたことなんです。だから、いわゆる減量化

意識を高めるため、というふうなことを目的に、その有料化にしたんだけど、やっぱり事は3年過ぎたら、増加に転じてきているというのが実体なことなんです。いわゆるその、収集関係費を、今年は特に一般廃棄物処理手数料でもって、充てる部分が多くなりました。比率が。そして一般財源からの比率と半々ぐらいまで、かつては一般財源からきっちり、踏襲して、やっていたものなんですけど、今年は、26年度予算では、この財源の多くの4割以上を手数料で持って、充てるというふうな、この考え方、やっぱりこれも考え方なんですけれども、ごみ対策はやっぱり自治体固有の事業だというふうな感覚からすると、いわゆるその有料化したごみ袋代によって、ごみ処理をやるというふうな、まずごみ処理も市民負担でもって、やっていかなきゃいけないんだというふうな方向に動いてきているような予算立てだなというふうに感じたものですから、それはちょっと問題ではないかと、いうふうなことをちょっと指摘したかった訳なんですけど、今後もこうしたごみ袋代で、有料化の料金で持って、収集業務をやるという方向に市の考え方が進んでいっているのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（金谷道男） はい、山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） 今回は確かに財源的に増えているというのは、今回の計画収集の中に、古布類について新たに取るという事で、未知数の部分はあるんですけども、それについては横手市さんあるいは男鹿市さんの方もいろいろ参考にさせていただいて、取りあえず3回やってみよう、収集業者さん方ともご相談をしまして、対応していきたいと、いうことで新たな事業なんですけど、それでどれだけ、有料化というよりは、今まで有料化して、袋で投げたものを、新たに収集して減量を図ると、再利用していこうというふうなことです。取りあえず、そちらに向かっているということではなくて、リサイクルに回したいという気持ちで進めているところですので、あえて全部それを手数料で全部やろうとかということではなくて、気持ちとしてはとにかく、一つ一つ減量に向けて行きたいというところで、考えてますので。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今、古布の回収が私たちも前から減量という立場でリサイクルというふうな立場で要求してきたことですので、当然、これは良いことなんですけれども、その処理収集経費にやっぱりごみ袋代を充てて、やっていくという、

本来の減量目的、リサイクルを進めていくという市の立場からすると、この経費に袋代を充ててやっていくということには、ちょっとおかしいなという感覚を持った訳です。総じて言えば、随分、あの事業、今度これもやる、不法投棄にも金を回す、新しい布袋回収の布類収集さも充てるというふうなことで、この手数料とやらは、相当の収入源になっているんだというふうなことが、一番感ずる訳ですけれども、この1億2千万円、単純に割り算することは出来ないかもしれないけれども、燃えない、燃やせないごみ袋なんていうのは、ほとんどの家庭でも本当に使わない。だけれども、燃やせるごみの分量というものは、1週間に4袋くらい出すところも当然ありますので、そうすると1週間に少なくとも160円、200円近くはかかっているだろうと、1か月に千円くらいかけているところもある訳で、これは莫大なやっぱりね、市民負担につながっているところなものですから、このごみ袋というふうなものはみんなが高いと、高い、高いというふうに思っているんです。そういうふうな意味で、今回、消費税等は関係していない所だとは思いますが、この有料化というふうなものがごみの減量には決して役だっていないと、いうふうなこの3年間の間の結果で出てきておりますので、是非ともですね、この一旦上げて、こうやって出発したものをまた元さ戻してタダにするというにはいかないかもしれないけれども、もう少しこの財源を充てる、減量を目的の物、また不法投棄防止の物、そういったものにまでこの充てられるほどの収入、財源になっているようなごみ袋なのであれば、このごみ袋を減らす為にもですね、むしろ、袋を値下げして欲しいというふうなことをお願いしたいと思います。これはお願いですから。

○委員長（金谷道男） 答弁は良いですな。

○委員（佐藤文子） 良いです。

○委員長（金谷道男） 質疑の途中ですけれども、暫時、休憩いたします。

再開を11時20分にいたします。

休憩（午前11時00分～午前11時19分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を継続いたします。質疑のある方。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） ちょっとお聞きしますけれども、（聞き取り不可能） この中で、臭気酸性（聞き取り不可能） 臭いの件だけけれども、これは実際に市として臭いの苦情というか、そういうものはあったもんだげ、ねえもんだしかこれ。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 臭気につきましては、直接の苦情は無いというところであります。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 実は、おそらく（聞き取り不可能） 人達は大体わかるんだのも、臭気の問題だけけれども、畜産関係の臭気は当然、家畜保健所さいぐし、人の臭気、それ以外は普通の保健所さ行くことなんだんしのも、土川のわがるんしべった。あそこの豚から鶏から、まず地域の人をあきらめて、しゃべねぐなってきたんしのも、やっぱりあそこで暮らす人達、結構苦労しているんだな、臭いで。苦情きてねと言え、これ以上何もいうことは無いんだけれども、実際に指導しても、すぐ簡単にあの臭いを無くすということは、かなり難しい話したことだけれども、それからもう一点。風向きによっては、協和のよ、部長がわかるとおり、協和の（聞き取り不可能） 経済連でやっている豚、あれからも結構くるんだよな。風向きによって。西風強えば。今はあまり言わねべのも、結構臭いもきついんだよな。こんたごと特別地元からねえとすれば俺はこれ以上何も喋ることは無いんだのも、せっかくこの公害対策費だどてよ、別のことを考えているかも知れないけれども、どっちも畜産関係だから家畜保健所の方さ行っているんだな、実際は。市としては何もこんたごと把握して無かったと言えればそれまでなのも、これ以上何もわからねと言えればつっこまれねな。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） ただいまのご質問でありますけれども、公害防止協定に基づいて、2件が臭気調査を行っております。回数は年1回であります。その協定先は秋田SPF養豚センターでしょうか、それから仙北ファーム、この2つであります。ただ、今お話ありましたけれども、苦情というのはこちらには届いていないという、そういう状況であります。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 届けば何とする。

○委員長（金谷道男） はい、山谷部長。

○市民部長（山谷勝志） 鎌田委員も内容はおわかりのとおりだと思います。いずれ、養豚系、それから養鶏関係は以前から、合併前からの問題というか、苦情ということで、実質的には公害協定ということで、調査あるいは臭気対応というふうなことで依頼しながら、指導等、検査をお願いしてきていると、いう状況で、以前みたいに、苦情がどんどん来るということは、苦情等は来ていない状況です。ただ、その時期によって、風向きで、臭くなるというのは、前から把握はしておりますけれども。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 実際は苦情は山ほどあるわけしよ。したのも実際に地元の人達から声を出すとすれば、やっぱり地元の間人ですからお互いに気まずい思いということで、みんな我慢しているのも、あそこで、俺は最近行かなくなってきたのも、俺のかかのすぐそばだものだから、盆頃に行けば、酒も飲まれねくなるんだな。正直言つて。したがら、それはそれで良いんだのも、ただよ、せっかくの協定結んであったら、定期的に年に1回でも2回でも良いからよ、夏に1回とか冬に1回とかって、季節季節の変わり目とかって、やっぱりせっかく協定結んだばりだよ、机上の協定だけじゃ無意味だから、あんだ方も実際に行つて調査するべきでないかな、と俺は思うけれども、如何でしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、部長。

○市民部長（山谷勝志） 鎌田委員のご指摘のとおり、何というか、臭いが強くなる、温かくなる前に、現場の方に伺つて指導あるいは協議をして行きたいと思ひます。

○委員（鎌田正） なにも、直ぐに業者さ行げつていう意味じゃなくて、そこら周辺よ、その臭気測る機械とかあるもんだしべ。俺良くわがねのも。ねえんだが。ただ、人の感覚だが。

まず、いずれ、そういった方向付けで、やつて頂きたいと、逆にお願ひする。

それから、もう1点。実はこの予算書にはちょっと何とも出てきかたくする要件というか、案件だけれども、この墓地公園の件だのも、墓地公園と称して管理費、きちんとした墓地公園を作つていれば当然、市営であれば管理費あるいは管

理は当然やっているわけだけれども、前にもこれは話しをしたことはあるけれども、こんな広っぱの墓地であればそれなりに集落の、さっき平課長（聞き取り不可能） 個人で墓地を開設するという事は不可能なことだ、これは重々わかっている訳だけれども、我々のようによ、中山間とは言わない、山間地帯に住んでいる人間として、各集落単位で墓地がある訳よな、みなさんおわかりのとおり。山の中腹だとか、非常に不便だとか。そういったところに対する管理とまでは行かなくても、何かよ手助けしてくれる方法は無いものだしこれ。ということは、今言ったように山の中腹なんてであれば、やっぱり大雨、こういった洪水、山崩れ、結構墓の人達よ、皆さん不安がっているんだよ。不安というより、実際に不安なんだよな。そいて今、土葬が無くなったから大変良くなったのも、火葬だけだからかなり墓もコンパクトに、あるいは今皆さん景気が良くなって、石像を立派に建てているんだのも、万が一、やっぱり土砂崩れあるいは何かあれば、山崩れあれば、その墓そのものが全部崩壊してしまう場所が結構あるんだよ。こういったことに、こうした場所に対して、何かこう支援する策は無いものだしべが。

聞いたことねえんしべ。これ実は、山の中で暮らしている人の切なる要望なんだ、これは本当は。道路も作って、あれもやりで、これもやって貰いたいという要望はいっぱいあるんだのも、こんなごと誰も言えね要望なんだよ。言え、はあ、そなたの予算も無い。駄目だよとスパってやられるわぎよ。今までそういった経過があったことなんだのも、ただ、実際にそこで暮らしている人方を見れば、これは大変な話しなんだよ、実は。自分の墓が無く、ただ崩れてよ、墓石をバックホーとか頼んで処理してもらおう、そういった話しなば良いたって、そういかねんしべ、皆さんおわかりのとおり。墓は。んだがらこういったことを何かの方法ないのかなと、これはお願いだ。これは答弁するたって、難しい答弁だべのも、答弁さねくっても良いのも、実際に山の中で暮らしている墓場所、あんた方して、大仙市の各地区の墓場所何カ所あるかって調査したことないんだしべ。

各集落単位の共同墓地って調査したごとないんだしべ。

共同墓地はわかるが。数。

○委員長（金谷道男） 暫時、休憩します。

休憩（午前 11 時 30 分～午前 11 時 36 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 一つは清掃のところで一斉クリーンアップの中身なんですけれども、これの中でいろいろと今まで問題になってきているのは、側溝掃除の分野で、これはもう町内会でやれば良いという話しになるんだけれども、解決できないから話しになるんだけれども、いろんなバキュームカーとか買ったりして、対応しているという、それはそれで良いんですけれども、クリーンアップの時に一斉に10月と何月と書いてあったのも、やっても側溝で泥上げをして、これをどこで保管するかというところまで、いろんな話しもあったのだけれども、それぞれ支所で使った消防の土のうの袋、あれを活用して、今までやってきたのだけれども、在庫が無くなったということで、すればどうすれば良いんだという話しになるんですよ。それで今、この中に、最終処分場でなくて、ごみの集積、各市町村に前からあったごみの収集する場所、ああいうところが皆閉鎖になって、持っていかれねぐなっている訳。そうすると、その泥上げしたのを、土のうを今使われないから、自分達工夫してやるんだのも、この泥を置いて、なかなか回収もうまくいかないだな、大変だと思うんだ全町、全市が一斉にやったって。そうすると、天気の良い時だけ続けば良いって、雨も降る。せっかく干したって全部側溝に戻って行く。これでは何も一斉やったって、その時だけで、また戻ってしまうという、そういうふうな対応の仕方、今までかなりの苦情もあったと思うんだけれども、この辺しっかりとやって貰いたいなと思うんだけれども、その辺はどのように感じてますか。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） クリーンアップ、側溝汚泥清掃についてであります。

側溝汚泥については、4月と10月、年2回。

○委員長（金谷道男） 平課長あのよ、今よ、上がったものの処理のことを聞いているので、前段ちょっとカットして。

○環境交通安全課長（平寛二） 上がったものの処理については、土のう袋に入れて、側溝わきに置いていてもらおうと、1週間以内に集めるという作業を行っております。現在、この出てくる地域というのは、大曲地域それから神岡地域の春という、それから仙北地域の一部という、そういう状況でございます。

ほかの地域では堰払いということで、何と言いますか、土に返すような形で取り組んでいると理解しております。

○委員（大野忠夫） 土に返すという、非常にこれは良い発想です。それは側溝から出たものだから、同じ肥料にもなるべし、良いことなのも、今、鎌田さん、惜しくもそういうことを言ったんだよな、臭いというのを。ここさ置いて、1週間も10日も置いたら、その周りの人達は、大変なことです。だから苦情が来るから土のう袋になってきた。その土のう袋ももう十分に配布ももらえないし、んだからどンドンどンドン、その一斉をやっても良いから、もう短期間で処理してくれないと、持って行きようがないんですこれ。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 失礼いたしました。1週間程度と申し上げましたけれども、3日程度で集積しているということでもあります。それから、土のう袋については、希望する町内に大曲地域の場合は配っているということで、…。

○委員長（金谷道男） 俺、聞いていてもおかしいと思う。土のう袋出す、そして何日で回収する。そこをやってけれと喋ってらんだから、そこを何とするというのを答えて欲しい。

今、予算執行の話しでやっているのです、そうやって欲しいということを行っているのです、それに対して答えてもらえれば。

○環境交通安全課長（平寛二） 何とか支給できるように、進めて参りたいと思います。

○委員（大野忠夫） それと今、課長がちょっと言ったんたのも、大曲と神岡だと言ったのも、あの、3月、4月というのは、どこの自治会もだいたい年の総会の時期に、そうすると総会の前に朝早く皆さんで側溝掃除をやります。これがまず定番になっているものだから、そうすると一斉とはかみ合わないかも知れないけれども、その処理は今言ってくれたから良いんだけど、きちんところから要請行ったら、やって貰わないと、せっかく地域の皆さんが頑張っって一斉のこと

を考へても、処理がうまくいかなければ大変なので、ひとつよろしくお願ひします。

環境保全基金、積立金の話しだのも、この話しは合併時にいろいろな話しがあつて、これは協和の環境基金の分野の話しだしかこれ。

そうすると、これは去年の議会の地域との懇談会の中で、この話しもちょっと出てあつたのも、これは歴史があつて、そのいろいろな然るべき事を経過しながら、今こう残っていることだと思ふんですけれども、この基金は3-11ページにもちょっとごみ不法投棄防止関係費というところで、出ているんですけれども、ここに環境保全基金の繰入金を使っているという部分がありますが、それで、環境保全基金というのは、そんなに拡大したりして使えるものなのか、その辺はどういうものですか。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） この部分につきましては、協和地域の順路整備という、協和地域に限定されたものでございます。

基金に充てることのできる事業については、事業概要の3-7ページの5項目ございます。住民の福祉及び生活環境整備に関する事業から、5項目ございまして、ただいまの部分については、その住民の福祉及び生活環境整備に関する事業の中の1事業として位置づけられているという部分でございます。

○委員（大野忠夫） 今のこの5項目、その辺はいろいろと拡大解釈やっているんだなど、今話しを聞いて。この3-11ページに載っているのは、ここの所では仙北地域不法投棄対策協議会と連携した不法投棄事案への対応と、これは全く、今言ったことは拡大解釈なのか、今の5項目から行けば、市長が基金の設置趣旨に基づきという、ここに該当してやっているのか、この辺なんかぼやっとしているんでないかなと思ひますけれども、どうですか。

○委員長（金谷道男） 平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 3-11ページの該当する部分については、事業概要の4点目にありますけれども、ここの4点目のみでございます。充當されている事業については。環境保全基金活用事業ということで、不法投棄監視パトロール順路整備、この部分だけでございます。

○委員（大野忠夫） 事業の概要に、ちゃんと仙北地域不法投棄って書いているんしか。不法投棄の対策としてこの基金を使うということでしょ。

○環境交通安全課長（平寛二） 3-11ページの3番、事業概要の1番下の部分がございます。この事業のみに充てられているもので、仙北地域不法投棄、この部分にはこのお金は充てられていないということでもありますので、よろしく願いいたします。

協和地域の林道の伐採等に充てられていると、..刈り払いでございます。に充てられている、とそれのみに使われているという。

○委員（大野忠夫） すればそう書けばいべね。こんたにいっぱい使わないものを書いたって、何して書いたの。何とわかりづらい資料だな。わかったんし。わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） さっき鎌田委員からも墓地の話が出ましたけれども、この墓地公園の分野で、神岡地域がまた20区画ですか、広げるという話が出てきてますけれども、この中に市民の要望に応じてということになってますけれども、これは市民というのは、大仙市市民全体のことを指しているのか、地域のことだけなのか、どっちなんですか。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 今年度大曲地域には30区画用意したところでございます。そうしたところ、ほぼ即埋まるというそういう状況がございます。墓地の整備計画のを定めたいと思っておりますけれども、当面、大曲地域は造成は、ここ1~2年はちょっといたしませんで、不足である神岡地域の方に墓地を整備すると、こういうことであります。

○委員長（金谷道男） ちょっと聞いている意味が。

○市民部長（山谷勝志） この計画につきましては、去年、一昨年から各支所を回りまして、どのぐらいの要望があるかということ聞いております。それで新たな計画を立てた中で、神岡あと2つしかないんですけれども、是非欲しいという方々が問い合わせがあって、それで神岡に20区画を準備しようということになった訳です。市民というのは、神岡主体と考えていただければ。

○委員（大野忠夫）　ちょっと正式な話しではなかったですけども、今、中央斎場の工事が発注されているんですけども、その場所の選定の時、ちょっと言われたことがあって、墓地公園の続きさ、あそこら辺、良い場所だから、という話しもされたことがあったけれども、私、それを言われた時、はっきりと駄目だと言ったことがあって、何かというと、あそこは今、認定保育園がある、それから診療所があります。それから特養があります。それで墓地公園なんですよ。誰も良い気持ちにならない。ちょっと市民感情として良くないんじゃないかなという話しをしたことがあったんです。その時その墓地公園が不足すれば延ばすと言っても、これは私有地なので、何とも私達言われなくても、それだけの（聞き取り不可能）　どんどんどんどん減っていく分野だから、必要だかも知れないけれども、その地域の所から大きな声があったとすれば私は理解できるけれども、例えば大仙市でそこに墓地を作って、それを活用してくれるんならば、非常に良いと思いますよ。でもそうじゃなくて、地域、一地域の中で私としてはもう少し話しをした方が良いのではないのかなという、した方が良かったんじゃないかなと思っています。いろいろ今、前段で言ったようなことで、非常にいやな思いをしている人もいますので、今後、このあと考える時は、十分その辺も検討してやってください。

○委員長（金谷道男）　ほかにございませんか。

○委員（大野忠夫）　あとはゆっくり聞くに行くんし。

○委員長（金谷道男）　はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子）　あの確認です。公害対策のところ、前年度と違うところは、報酬欄が無くなったわけですけども、今まで報酬審議会とかってあったようですけども、これを今回、今年度から委員会は無くすと、いうふうなことになったことなんでしょうか。

○委員長（金谷道男）　はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二）　お答えいたします。今年度からその報酬につきましては、環境衛生費事務費の方に移したということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男）　はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 年1回くらいしか、今までもあんまりやっていなかったようにも、いずれ審議会そのものは存続するというふうなことなんですか。

○環境交通安全課長（平寛二） そのとおりであります。

○委員（佐藤文子） 報酬も変わらない。

○環境交通安全課長（平寛二） 変わってございません。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて環境交通安全課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、小田原市民課長。

○市民課長（小田原大造） 平成26年度の一般会計予算に係る市民課の事業について、ご説明いたします。

資料は予算概要の4ページでお願いいたします。

はじめに2款3項1目10事業、戸籍住民基本台帳事務費の予算額は544万8千円で、内容としましては、市民の居住関係や身分関係を公証するための、住民基本台帳事務、戸籍事務等を適正・迅速に処理するための事務的経費であります。財源は、国庫支出金として、中長期在留者住居地届出等事務委託金17万7千円、県支出金として、人口動態調査事務委託金8万9千円、及び電子署名認証業務関係移譲事務交付金3万8千円、その他戸籍手数料514万4千円を見込んでおります。

次に、12事業、戸籍電算システム管理運営費の予算額は14万2千円で、これは戸籍電算システムのプリンタ用トナーカートリッジの経費であります。財源は、戸籍手数料14万2千円を見込んでおります。

次に、13事業、旅券発給事務費の予算額は257万円で、内容としましては、旅券事務にかかる消耗品費と交付用端末機の保守料が主な経費となっております。財源は、県支出金として、市町村権限移譲推進交付金25万7千円を見込んでおります。

次に50事業、戸籍住民基本台帳費負担金の予算額は、2万6千円で、これは県内市町村で構成する秋田県戸籍住民基本台帳事務協議会への負担金であります。

次に3款1項1目18事業、人権啓発活動費の予算額は、121万2千円で、内容としましては、法務省の「人権啓発活動地方委託事業」による県の「地域人権啓発活動活性化事業」の一環として、平成19年度から実施しております「人権の花運動」に要する経費であります。この事業は、子供達がお互いに協力しながら花を育てることにより、命の大切さや相手への思いやりの心を育てるといった人権思想を身に着けることを目的としており、平成26年度も市内の全小学校21校で実施していただくもので、花の苗、プランター、肥料などの購入費用が主な経費となっております。財源は、県支出金として、人権啓発活動費委託金117万4千円を見込んでおります。

次に、50事業、社会福祉総務費負担金の予算額は、29万2千円で、内容としましては、大曲人権擁護委員協議会への負担金であります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて市民課に関する質疑を終結いたします。

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩（午前11時59分～午後0時58分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般会計当初予算の審査を継続いたします。

小野地次長兼国保年金課長、説明をお願いします。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第41号、平成26年度大仙市一般会計予算のうち、国保年金課所管分についてご説明いたします。

はじめに予算概要の6ページをお開き願います。

上段の3款1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金5億7,431万円につきましては、職員人件費等事務費のほか、法定基準に基づく保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援分とあわせまして5億431万円と後期運営安定化計画に沿い一般会計支援分の7千万円が国保特別会計への繰出金でございます。

次に同8目の10事業、医療給付費事務費543万6千円につきましては、福祉医療に関する福祉医療費システム保守点検委託料とDV機能追加等システム改修費のほか、郵便料等一般事務費でございます。

同じく11事業、審査支払手数料の1,564万7千円につきましては、福祉医療のレセプト審査支払手数料でございます。

同じく80事業、医療給付扶助費につきましては、主な事業の説明書の3-5ページをお開き願います。

事業名、医療給付扶助費で7億89万9千円で、県制度の福祉医療及び中学生の入院までの市単独で拡大した扶助費であり、25年度実績見込みを勘案いたしまして、乳幼児・小学生、ひとり親家庭の児童医療、心身障がい者医療では対象者を12,368人と見込み、中学生の入院30件、特定疾患を40件と見込み予算計上してございます。

次に予算概要の方に戻って頂きまして、3款4項1目10事業、国民年金費事務費の55万6千円につきましては、国民年金事務のための消耗品や郵便料などの一般事務費でございます。

次の、4款1項6目93事業、旧老人保健費1,076万5千円は、老人保健法廃止に伴う、経過措置に係わる請求遅れや過誤調整分に係る医療給付に伴う返還金で、今回保険医療機関で診療報酬等に東北厚生局より不正事項の指摘を受けて返還を命じられました本荘第一病院及び秋田赤十字病院の返還金については、先ほど補正でも説明いたしましたが、25年度歳入しておりますが、その特定財源分については翌年度精算ということで、平成26年度当初予算において国、県及び支払基金に対して返還するため、予算計上したものであります。

次の96事業、旧太田国民健康保険診療所・歯科診療所費1万円につきましては、施設廃止に伴い平成24年3月診療までの保険種別誤り、あるいは保険請求

点数等の過誤調整返還金が発生した場合の返還金について存置項目計上したものでございます。

次の、14目12事業、後期高齢者保健事業費272万円につきましては、後期高齢者の保健事業として人間ドック受診者に対して、検診費助成を行うもので、日帰り、1泊ドック合わせ200人を見込み予算計上してございます。

次の50事業、後期高齢者医療費等負担金の9億6,451万1千円につきましては、後期高齢者医療制度に伴う秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金で、医療費分の市町村負担割合12分の1及び事務費負担でございます。

同じく、90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金の3億2,171万2千円につきましては、職員3名分の人件費と事務費合わせまして3,009万9千円のほか、広域連合で決定する後期高齢者医療保険料の軽減額に対する県、市負担の保険基盤安定繰出分として、2億9,161万3千円を計上いたしております。

以上が国保年金課所管の平成26年度一般会計当初予算でございますが、よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今この予算と直接関係ないかもしれないけれども、今回、中仙の特養、これは介護保険事務所の広域の方だと思うんだのも、ああいった不正の時も、またここさこう数字出てくるんだが。

○委員長（金谷道男） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） あくまでも介護保険分ですので、国保の方や、後期の方には影響が無いということで、うちの方に、不正という形で債務になったりするものはないと思います。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 福祉業務に関してお願いたします。

ずっと続けて、中学生の入院だけでなく、外来も是非とも無料化の実施をと、求め続けてきましたけれども、実数としては非常に少ない、入院は非常に少なく、1件あたり医療費4万6,666円という見込みのようですけれども、この

外来分にも拡充する十分な予算的には十分とれるものではないかと、いうふう
今まで何度も言ってきたことですが、これを拡充する方向性の動きというふうな
ものは全く無いものかどうか、現状をお知らせ頂ければというふうに思います。

○委員長（金谷道男） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 佐藤委員ご存知のとおり、24年8
月から県の方で小学校の方まで対応していただくということで、補助対象にして
いただきました。その前までは合併以来、大仙市が単独ということで、小学生ま
で拡充して事業を行ってきたわけですけれども、財源的なことを言いますと、補
助対象にして頂いた分、一般財源が余るのかということになった訳ですけれども、
実際のところ、いわゆる所得制限の緩和ということで非常に大仙市は緩和してお
ります。

そういったところで行きますと一般財源でそんなに減って、増えてもいないし、
減ってもいない、大体同じくらいの財政の一般財源の扱いになっております。中
学校についても当初、県が補助対象を拡大する段階で、検討させていただきました。
取りあえず入院費については、なんとかこれは単独で市で子育て支援の一環
だということで、拡充させていただきました。これが24年の8月で、支払いが
10月ですので、24年の実勢とすれば半期分、25年度はまだ終わっておりま
せんので、現在2月末の段階で、24年度の実績で行きますと、10件、実数で
4人で81万3千円の実績。今、25年度の実績が2月末現在で行きますと、件
数で26件、実人数で18人で、100万円ちょっと、という単独の一般財源が
中学校の入院の費用になります。

そういったことで行きますと、そんなに大した金額ではないなということにな
りますけれども、一般質問でもそれなりに福祉医療の関係で質問いただきました
けれども、取りあえず実績を少し見ながら今後検討させて頂きたいという回答に
させて頂いております。ですので、25年度の実績あるいは26年度は今始まる
訳ですけれども、そこら辺の実績を勘案しながら、あとは他市町村も拡充して中
学校の通院までというところの町村も出てきております。実際は県の福祉医療制
度に乗っている制度でありますので、全県的に秋田県で中学校の入院、通院まで
というふうな方向に持って頂ければ一番良い訳ですけれども、そうっていない

状況からすると、今ここ1～2年、もう少し状況を見ながら今後検討していかなければいけない事項だというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 中学生や高校生の外来通院での占める疾患というのは、ほとんどが部活動、あるいはそうした怪我とかそういうふうなことなどの治療、診療が多くなる訳ですけれども、こうした診療には学校保険等が適用になるので、本当に純然たる病気というふうなことでの外来通院は、インフルエンザ、風邪こうした大病でない限りは、病気そのものも、小さい子どもさんよりはかかる件数も少なくなるというふうなことなので、是非、外来通院も無料化に向けた検討も気長にこちらも要望しますが、そちらもいずれはというふうな思いで、進めて下さるように、お願いをいたします。はい、以上です。

○委員長（金谷道男） この件については、決算委員会の時にも私ども委員の総意でもあった部分もあるので、ちょっと、やるやらないということもなのも、その実態な、今、佐藤委員が言われたようなことも含めて、どのような数字になっているのかということもちょっと後で良いので、私どもに教えていただければ、このあと考えるのにも良いと思います。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） この件につきましては、かなり内部でも検討させて頂いている事項です。例えば1人当たり中学生通院の分、どれぐらいかかるのかというのは、なかなかこれ、我々国保をやっているだけです、例えば国保の子どもさんって、おそらく1割2割前後だと思います。ほかは皆さん社会保険だとか、共済の関係の扶養になっておりますので、そういったことで、1人当たりの医療費を出すというのは非常に難しい訳ですけれども、いずれ厚労省あたりで年齢別の資料を出しておりますので、それに基づいて積算してみますと、大体一般財源で中学校の通院をカバーすると、大仙市で行きますと3,500～3,600万円あればカバーできるのかなという、そこまでの試算で話し合いはしております。ですので、今すぐどうのこうのという訳にはいきませんが、いずれお話させて頂いたように、この先やはりそういう話題を提供して頂いてますので、そこら辺も検討して参りたいと思っている所です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですのでこれで、国保年金課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、西村消費生活相談室長。

○消費生活相談室長（西村とも子） 平成26年度大仙市一般会計予算の内、消費生活相談室所管に係る歳出の内容について、ご説明いたします。

予算概要の5ページ、主な事業説明書は、3-19ページをお開き願います。

7款1項5目12事業、消費生活相談対策事業費534万3千円でございます。

本事業の目的としましては、地方消費者行政の充実、強化の取り組みに対する国の財政支援である「消費生活相談臨時対策基金事業補助金」を活用し、巧妙化している消費者問題に迅速に対応するため、相談窓口の機能強化と消費者教育、啓発事業を積極的に実施し、被害の未然防止の強化を図ることを目的とするものであります。

3の事業の概要でございます。消費生活相談員の継続雇用の人件費376万3千円でございますが、相談に迅速に対応するには、相談員の高度な知識と業者との斡旋交渉能力、経験などの専門性が求められるため、相談員2名を継続雇用するものであります。

次に、旅費でございます。相談に対応するには、裁判の判例や法令改正など最新の知識を身につける必要があり、国民生活センター等で実施する専門研修への参加旅費として61万円でございます。

次に消費生活推進員の報酬でございますが、行政と地域とのパイプ役とし、出前講座、地域への情報提供や啓発事業を積極的に推進していただいている消費生活推進員12名の活動報酬として29万3千円で、弁護士の無料相談会の報償費の20万円は、無料相談会で助言をいただく弁護士への報酬でございます。休日相談の要望も多いことから26年度は休日開催を2回予定してございます。被害の未然防止啓発活動の消耗品費10万4千円は、出前講座や街頭PRの際に配布するチラシやポケットティッシュなどの経費でございます。

参考としまして、平成23年度と平成24年度の相談件数を載せてございます。平成23年度の相談件数は150件で、24年度は215件の相談が寄せられており、23年度は前年度と比較で4割ほど増えてございます。今年度は、2月末

現在で207件の相談が寄せられておりまして、昨年度同時期よりも7件程多くなっております。特に高齢者を狙った健康食品の送りつけや、マンション経営、ダイヤモンド発掘権、きのこ栽培など、嘘の儲け話を持ちかける特殊詐欺の相談やインターネットや携帯電話などの通信サービスに関わる相談、今年度は食品に係わるトラブルなど、手口の巧妙化している相談が増加しており、引き続き、相談体制と消費者教育、啓発活動を強化し、地域、関係機関と連携を図り、被害の早期解決、未然防止に努めて参りたいと考えております。財源につきましては、交付金の対象となる事業の決定が大幅に遅れたため、当初予算での補助金の計上が出来なかったため、人件費につきまして376万3千円を、地域雇用基金繰入金で見込んでおり、補助金確定後に財源振り替えをするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろこう詐欺に引っかかる高齢者等が多いということ、警察の方からいろいろ発表なったりもしておりますけれども、この相談件数も増えておりますけれども、市内でそうした被害に遭った件数というのは、実際はどんなものなのか、把握しておられるでしょうか。

○委員長（金谷道男） はい、西村室長。

○消費生活相談室長（西村とも子） 当市の方に相談がありましたのは、今年度は6件ほどあります。特に先ほど申しましたように、未公開株だとか、ダイヤモンドの発掘、それから最近はきのこの栽培ということで、一口15万円のきのこ栽培に融資すると、月々1万円の配当が得られるというようなそういう相談で、2名の方から相談とか頂いております。秋田県内では、1月から12月まで2013年度としましては、昨年度より3.3倍ということで、そういう被害が3億円ということでかなり被害が大幅に増えたということで、報告を受けております。警察の所管の事案ですので、相談室に来られた場合は真っ直ぐに警察の方に誘導するような形とかして、迅速に対応はしておりますが、なかなか逃げられてしまっていて、連絡が付かないというのが、ほぼそういう状況にあります。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これで、消費生活相談室に関する質疑を終結いたします。

○委員長（金谷道男） なお、この際ですので、市民部に関する質疑をひとつお行いましたが、特に皆さん委員の方の中から、これまでの中で質疑漏れ等ありましたらどうぞ。どなたかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、以上で、平成26年度大仙市一般会計予算の内、市民部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第42号、平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第42号、平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

主な事業の説明書は3-21と3-22となっております。

予算内容につきましては、こちらの方の予算概要の7ページでご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,622万8千円とするものでございます。まず国民健康保険事業特別会計の当初予算編成につきましては、先般策定いたしました後期国民健康保険事業運営安定化計画に基づきまして、国民健康保険税につきましては、平成26年度は税率を据え置くこととし、国保財政の支援として、一般会計からの基準外の繰入金を7千万円として予算計上してございます。

始めに、歳入でございますが、1款、国民健康保険税につきましては、現行税率とし、被保険者数につきましては、25年度実績見込みから一般被保険者21,

629人、退職被保険者2,151人と見込み推計し、一般被保険者国民健康保険税に19億2,959万5千円、退職被保険者等国民健康保険税に2億1,746万9千円を計上してございます。

2款、使用料及び手数料につきましては、国保税の督促手数料でございますが、25年度実績見込みにより134万6千円を計上してございます。

次に3款、国庫支出金25億1,173万8千円につきましては、次の療養給付費等負担金は、国の交付基準に基づきまして、歳出の方の医療費、介護納付金、後期高齢者支援金等の約32%の、16億9,631万1千円を計上いたしております。

高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出の高額医療費拠出金の4分の1が国の負担金として交付されるもので6,429万6千円を計上いたしております。特定健康診査等負担金につきましては、20年度から医療保険者に義務付けられました、40歳から74歳までの歳出の特定健診費用に対し、基準額の3分の1が国から交付されるものであり、1,071万6千円を計上しております。財政調整交付金につきましては、ルール分により一般被保険者の療養給付費等に対する約9%で普通調整交付金と経営姿勢評価等による特別調整交付金で、25年度実績見込みを勘案いたしまして、普通調整交付金を6億7,552万3千円、特別調整交付金を6,489万2千円を計上しております。

4款、療養給付費交付金6億2,403万2千円につきましては、退職被保険者の医療費に対して、支払基金から退職被保険者分の税を控除した残りの全額が交付されるものであります。

続いて5款、前期高齢者交付金19億9,528万9千円につきましては、支払基金から交付されるものですが、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費等に関して、国保と被用者保険との間の、高齢者の加入割合等により、医療費負担の不均衡を調整されるもので、25年度の実績を見込み、勘案して計上いたしております。

6款、県支出金5億8,956万7千円で、福祉医療基盤強化県補助金につきましては、県の福祉医療実施に係わる国保会計への影響緩和のため、交付されるもので、2,257万4千円の計上であります。高額医療費共同事業県負担金は、歳出の高額医療費拠出金の4分の1が県より交付されるもので、6,429万6

千円を計上しております。特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同様に特定健診費用に対して、県から3分の1が交付されるものでございまして、1,071万6千円を計上しております。都道府県財政調整交付金につきましては、一般被保険者の療養給付費等の9%がルール分として県から交付されるもので、25年度実績見込みを勘案いたしまして4億9,198万1千円を計上しております。

次の7款、共同事業交付金13億2,367万7千円で、高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超える高額療養費に対して、国保連合会より交付されるもので、25年度実績見込みにより2億6,178万4千円を計上し、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、30万円以上の高額医療費に対して、国保連合会より交付されるもので、これも25年度実績見込みを勘案して10億6,189万3千円を計上しております。

8款、財産収入につきましては、財政調整基金の預金利子として存置項目の千円でございます。

次の、9款、繰入金のうち、財政調整基金繰入金は、保険給付費の伸びに対応するための繰入金ということで、1億7,400万円を計上しております。

一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金として3億1,399万5千円、職員給与費等一般管理費として9,963万1千円、出産育児一時金として1,960万円、財政安定化支援として7,108万4千円の繰入金までが、ルール分の繰り入れであり、それらの財源といたしましては、保険基盤安定繰入金の4分の3は国・県から負担金として交付され、その他は交付税算入されております。また、その他繰入金の7千万円につきましては、基準外繰り入れとして一般会計からの繰入金をお願いするものでございます。

10款、繰越金につきましては、25年度の決算見込みの財源として1億1,827万9千円を計上してございます。

11款、諸収入、692万5千円につきましては、保険税の延滞金、また、交通事故等加害者による第三者納付金、資格喪失後の受診等に対する返還金等の不当利得納付金等、これも25年度実績見込み等を勘案して、計上してございます。

次の8ページをお開き願います。歳出でございますが、1款、総務費、職員人件費につきましては、職員8名分の人件費として6,398万5千円を計してお

ります。管理事務費につきましては、国保連合会に対する電算処理委託料のほか、一般事務費・郵便料等として3,104万7千円を計上。医療費適正化特別対策事業費につきましては、レセプト点検臨時職員賃金1人分のほか、レセプトの二次点検委託料等として514万4千円を計上しております。賦課徴収費につきましては、1,641万2千円で、納税通知書の印刷代、収納率向上を図るための、嘱託職員3名、臨時職員1名分の賃金等のほか、延滞金計算機2台を更新するための購入費が含まれております。

次に滞納処分費につきましては、消耗品・郵便料等で41万7千円を計上しております。次の運営協議会費につきましては、運営協議会委員12名の報酬等で、24万1千円を計上しております。

次の2款、保険給付費につきましては、年間一人当たりの保険給付費の過去4年間の伸び率を勘案し、一般被保険者では70歳未満を4.25%、70歳以上を2.61%の増として見込み、退職被保険者につきましては4.08%の伸びを見込んでおります。一般療養給付費に51億8,719万9千円、次の一般療養費に5,093万9千円を計上しております。

退職療養給付費につきましては、60歳から64歳までの退職被保険者等の医療費でございまして、4億8,372万円を計上。退職療養費には421万6千円を計上しております。

次に、審査支払手数料につきましては、レセプト1件当たりの単価53円で実績を見込みまして、2,332万円を計上しております。一般分の高額療養費につきましては、25年度の伸び率を見込みまして、5億9,788万円を計上しております。

次の退職高額療養費につきましても伸び率を勘案いたしまして4,815万9千円を計上。一般分高額介護合算療養費については43万8千円。次の退職高額介護合算療養費については、存置項目ということで1万円を計上しております。

次の出産育児一時金につきましては、1件当たり42万円の70件を見込み、2,940万円を計上しております。同じく次の出産育児一時金支払事務手数料は、出産費用の直接払い制度実施により、国保連合会に業務委託手数料として1件216円を支払うもので、1万6千円を計上。葬祭費につきましては、1件当たり5万円の170件分を見込んで、850万円を計上しております。

次の一般被保険者移送費及び退職被保険者移送費につきましては、前年度と同額のそれぞれ10万円を計上しております。

次の3款、後期高齢者支援金につきましては、医療保険者が後期高齢者医療制度に支援する4割に相当する分でございます。12億5,005万7千円を、それから後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への事務費の拠出金ということで、実績を見込み、9万3千円を計上しております。

次の、4款、前期高齢者納付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に関して財政調整を図る制度でありまして、78万8千円を計上。前期高齢者関係事務費拠出金には、9万3千円を計上しております。

次の、5款、老人保健医療費拠出金につきましては存置項目として1千円。また老人保健事務費拠出金につきましては、精算事務の関係事務拠出金で6万8千円の計上となっております。

次の、6款、介護納付金につきましては、25年度実績見込みにより6億2,442万7千円の計上となっております。

7款の共同事業拠出金のうち、高額共同事業拠出金には、80万円を超える高額療養費に対し、県内市町村が共同事業を行うもので、国保連合会の積算によりまして、2億5,718万1千円を計上しております。共同事業拠出金1万円は、これは年金受給権者一覧表の作成経費であります。それから保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、30万円以上の高額医療費に対するの共同事業でございますが、前々年とその前2年の3年間の実績から、国保連合会の方で負担額を積算するもので、11億9,508万8千円を計上しております。

次の高額医療費共同事業事務費拠出金は62万1千円と次の保険財政共同安定化事業事務費拠出金20万5千円につきましては、国保連合会への共同事業事務費の拠出金でございます。

次の、8款、保健事業費につきましては、医療保険者に義務化されております、特定健診事業を中心とした予算編成でございます。特定健康診査等事業費には、25年度実績等を勘案し、5,821万4千円を計上しております。保健事業費は、人間ドック受診助成として900人分と、それから禁煙治療助成10人分な

どのほか、医療費通知及びジェネリックの差額通知の作成委託料等の経費として、2,198万1千円を予算計上しております。

次に、9款、公債費は一時借入金利子で、実績見込みにより5万6千円を計上しております。

次の10款、諸支出金につきましては、税過年度還付金として、国保税の還付金の一般と退職被保険者分をあわせまして、610万円を計上いたしております。返戻金は存置項目として1千円の計上となっております。

11款、財政調整基金積立金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、一般会計からの支援分の繰入金と基金利子合わせまして7千万1千円を財政調整基金に積立するものでございます。

10款の予備費につきましては、緊急な医療費の増等や国等に対します返還金に備えるための必要額ということで、3千万円の計上をお願いするものでございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 施政方針の方にちょっと出ておったので、予算と合わせてお願いしたいと思います。

この施政方針の8ページになりますけれども、この国民健康保険事業についてとずっと載っておりますが、この中で社会保障制度改革プログラム法案が成立したと、今後このあとは、都道府県ごとになっていくということのようだけれども、そうすると今やっているこの国保の関係、こっちの分について歳出に（聞き取り不可能）このプログラムそのものは、まだしっかり私達、わからないけれども、こういう医療費の歳出、こういう項目はそういうものだとか、大分大きく変わる内容なのか、それともほとんど変わらない、ただお金の関係だけ変わるといふ。端的に言ってそういう感じのものだしべな、何たもんだしべ。

○委員長（金谷道男） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） この間皆さんに後期の運営安定化計画を説明させていただきました。その中でも今後の医療改革制度ということで若

干の説明を加えさせていただいた訳ですけれども、いずれこのプログラム法案は可決成立しておりますけれども、平成29年度を目途に全県単位というようなものも加わっております。ただし、細かい所に行きますと、それをどうやっていくのかというところまでは、今後27年度からの法案を提出する段階ではっきりしていくものだというふうに思っております。ただ、最終的にはそれは県の方で、その財政というものを、それは県の方で、その財政というものを、要するに保険者が秋田県という形になろうというふうに思いますので、県の方で予算化して、いわゆる項目、名前とか、その療養給付費だとか、高額療養費だとか、そういう名前は変わらないというふうには思っております。あとは市町村では結局、保険者ではなくなるということで、一つの例えば、税の徴収であるだとか、あるいは保険証の交付だとか、そういう細かい市町村でなければならない保険事業だとか、そういうものについては、必然的にこちらの方に予算という形で残る訳ですけれども、という形で残る訳ですけれども、要するに集めた税、今の後期のやり方を、ある意味、イメージとして後期の医療制度を県単位でやっている訳ですけれども、そういうイメージとして私、受け止めているところであります。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は国保税を、1世帯1万円を引き下げなさいというような要求を（聞き取り不可能）してきた訳ですけれども、この26年度の財政を見ると、国保税は前年より7,000万円の増額予算、そして歳出はそれに合わせたのかなとも思ったんですけれども、一般療養給付費、こんなに伸びるのかなと、はっきり言えば、保険料の収入分に見合った療養給付費の予算化というふうになっているのではないかなというふうにちょっと感じたところなのであります。いずれ退職者の医療費は、保険給付費は減っているというふうなことのようですけれども、一般療養給付費は、確か国保加入者が、年々減少してきていると、いうふうな中で、この一般療養給費がかなりの増額予算というふうになっている訳ですけれども、私の単なる見立て違いなのか、その辺の関係をちょっと教えてください。

○委員長（金谷道男） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） これも計画の方である程度1人あたりの医療費の伸びを皆さんにお示ししたところであります。

やはりその年度年度で、伸びる年もあるし、伸びない年もあるということですが、1人あたりの医療費にするとやはり必ずこれ、医療報酬も改定されますので、そこら辺を踏まえるとやはり右肩上がりになっているというのが事実であります。

多い少ないというのが、そこら辺も我々も先読みの世界ですので、なかなかそのきちんと年間の伸びをその都度その都度つかめるかということがなかなか難しいものですから、その年度内でもやはり多いところと少ないところを比較すると約7千万円ぐらいの月額のあるで行きますと、7千万円ぐらいの上下が出てきます。そういったことからある程度、過去4年間というところをきちんと捉えながら、これぐらいだったら何とか26年度当初予算の必要経費、給付費になるだろうということでの想定の前算であります。

今、佐藤委員からおっしゃられた、その国保税の1世帯1万円というようなお話だったのですけれども、これも如何せん、国保こういう状況だということで、一般会計からいわゆる基準外の繰り出しをいただいて、5年間で9億5千万円、また26年度当初予算で7千万円という金額を謳わせていただいております。ですのえ、一般会計から受けたもので軽減するというのは、やはり国保の一つの独立会計という考え方からすると、なかなかそこまでは踏み込めないだろうと、いうことで取りあえず、一般会計から支援して（聞き取り不可能）を防ぐという考え方で、ここまで進めてきたということでもありますので、一つご理解頂きたいと思っております。

○委員（佐藤文子） じゃその件はわかりました。

ちょっとお聞きしたいのですけれども、前期高齢者の検査ありましたよね。特定健診等負担金とか、これに係る健診に対する国の負担とかあるわけですがけれども、実際の特定健診の受診状況というふうなものが、もし予算よりも非常に低かったというような場合は国に対して、戻すべきものなのかどうかも含めて、この特定健診の受診状況及び今後の受診促進の、そこら辺の方向性というか、そういうのを教えてください。

○委員長（金谷道男） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） 特定健診につきましては、国の基準で国が3分の1、県が3分の1、もちろん国保、市で3分の1というのが基準になっております。ある程度、毎年的人数、7,200～7,300人ということの想定で予算措置をしております。例えばその年度、もし少なかったとすると、この3分の1の補助金を計上したものについては翌年度精算ということで、補助金返還になります。

これは受診率が多ければ多いほど予算がかかるということにもなるわけですが、いづれそういうことで、ただ、早期発見、早期治療というのが、保健事業の基本ですので、そういう意味で特定健診の受診率を現在、上げようというところで、がんばっているところであります。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 特定健診をやるなということではないですけれども、非常にこの特定健診に対する市民の必要性というか、そういう感覚がまだまだ低いというのが実態だというふうに思う訳ですけれども、この辺の受診率、実際問題どれぐらいになっているものですか。

○委員長（金谷道男） はい、小野地次長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） はっきり今数字出しますけれども、38パーセントになっているはずですよ。

当初、これも20年度から始まったもので、最初は40パーセントを超えていましたけれども、これも年々下がってきているという現状で、確か38.0パーセントだと思います。というような状況で、これも二期計画を作っております、平成29年度まで、これを50パーセントまでにするという計画にはしております。毎年、5パーセントぐらいずつ上げていかないといけない訳ですけれども、いづれ増進センターとうちの方で毎年協議をいたしまして、できるだけこの健診率を上げようということで、健診を上げれば上げるほど、その特定保健指導の方の率も下がってしまうという、これも事実ですので、そこら辺も増進センターの方と話し合いをさせて頂いて、いづれ早期治療、早期発見、メタボというのはやはり医療費を下げる一つ的手段だという、国の考え方ですので、それに呼応しながら、我々も努力したいというふうに思っているところであります。

○委員（佐藤文子） はい、まずわかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第43号、平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

暫時、休憩いたします。

休憩（午後1時48分～午後1時50分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第43号、平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

主な事業説明書については3-23、予算内容につきましては、予算概要の9ページで説明させていただきまのでよろしくお願いたします。

平成26年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,558万2千円とするものでございます。

始めに歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の賦課決定は保険者であります秋田県後期高齢者医療広域連合が行うものでございますが、保険料率は2年ごとに見直されることとなっており、平成26年度、27年度の保険料率は据え置くというふうになってございます。秋田県後

期高齢者医療に関する条例により、均等割額を39,710円、所得割については8.07%とし、これらの保険料率で試算され、保険料についての徴収は、市が徴収するもので、広域連合から示された徴収金額に基づき予算計上したものであります。

次の平成26年度の後期高齢者医療の被保険者数を16,485人と見込み、特別徴収保険料に4億3,372万円を、普通徴収保険料現年度分に1億843万円を計上し、普通徴収保険料滞納繰越分は88万1千円を計上しております。

次の、2款、証明手数料につきましては、納税証明及び督促手数料ですが、証明手数料は存置項目の千円を、同じく督促手数料には、平成25年度の実績により17万6千円を計上しております。

次の、3款、一般会計繰入金3億2,171万2千円につきましては、職員人件費等事務費及び広域連合で決定される保険料の軽減額に対し、保険基盤安定繰入金として県4分の3、市4分の1の負担を一般会計から繰り入れるものであります。

4款、繰越金につきましては、存置項目の千円を計上しております。

次の、5款、諸収入につきましては、延滞金は2万2千円、過料は千円の存置項目。保険料還付金57万9千円につきましては、異動等に伴う還付金の財源として広域連合から交付されるもので、25年度実績見込みにより計上しております。また、還付加算金は存置項目の千円を、雑入には広報誌掲載に係わる広域連合からの助成額5万8千円を計上しております。

次に下段の歳出でございますが、1款、総務費、職員人件費につきましては、職員3名分の人件費として2,124万4千円を計上しております。

管理事務費については、一般事務費の消耗品費、郵便料等で475万8千円を計上であります。徴収費につきましては、市町村事務であります保険料徴収に係る納入通知書等の印刷、郵便料などの一般管理事務費として433万3千円の計上でございます。

次の、2款後期高齢者医療広域連合納付金8億3,466万7千円につきましては、保険料及び保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の歳入同額を、広域連合へ納付するものでございます。

次の3款、諸支出金の保険料還付金につきましては、過年度分の還付金として、25年度実績見込みにより58万円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

なお、参考までに去る2月19日に開催されました、秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会において議決されました平成26年度一般会計及び特別会計予算書の写しを、お手元に配布させて頂きましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、よろしくお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） ここで、暫時休憩いたします。

議案第30号及び議案第41号、議案第62号、平成25年度大仙市一般会計補正予算の3件については、休憩後に討論と採決を行いますので、それに係わる職員以外の方は退席をお願いいたします。

休憩（午後1時55分～午後2時13分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第30号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第7号）を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(金谷道男) 次に、議案第62号、平成25年度大仙市一般会計補正予算(第8号)を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(金谷道男) 次に、議案第41号、平成26年度大仙市一般会計予算を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員(佐藤文子) それでは私から議案第41号、平成26年度大仙市一般会計予算案に反対討論を行います。

平成26年度政府予算の最大の特徴は社会保障と税の一体改革に基づく消費税増税と社会保障の改悪をすすめ、国土強靱化や成長戦略の名のもと、大企業の減税と大型公共事業と新たな軍拡の推進という国民には負担を押しつけ大企業には大盤振る舞いとなっております。

こうした政府予算に基づく地方財政計画に添いまして平成26年度大仙市一般会計は、この政府予算に基づいて、地方財政計画に沿って編成されております。

消費税増税に伴い、総務民生部門では、中仙就業改善センターの使用料、各地域の墓園管理手数料の引き上げが行われております。また職員の削減も進んでおります。

地方分権、地域主権のもと、権限移譲が進む中、事務費が年々増大し、かつ高齢世帯の増加や多発する災害への対応など、公務員の果たす役割はますます大きくなっておりますので、職員の削減は行うべきではないと考えます。

新年度予算には、防災対策費の大幅増額など認められる部分もありますが、国の地方財政計画に従い、公共料金の増税値上げや職員削減は認められない事から本案には反対するものであります。以上です。

○委員長（金谷道男） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に陳情の審査に入りますが、先日の議員全員協議会において話し合われたとおり、陳情の審査は議会基本条例第11条に定める自由討議にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議がないようですので、陳情の審査は自由討議とすることにいたします。

職員の皆様は長時間にわたり大変ご苦労さまでした。退席をお願いいたします。暫時、休憩いたします。

休憩（午後 2 時 1 8 分～午後 2 時 1 9 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第 6 号及び陳情第 9 号の 2 件は、提出者は異なりますが、いずれも特定秘密保護法の廃止を求めることについて、の内容であります。

この際、一括して議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議がございませんので、陳情第 6 号並びに陳情第 9 号を一括して議題といたします。

本 2 件に関して、ご意見等をお願いいたします。

どうぞ、ご意見をお願いいたします。

はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 陳情第 6 号、9 号は今現在、国政の中で議論しようとしているところなので、時期尚早ではないのかな、というような感じを受けます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 実はこの特定秘密保護法案というよりも、保護法が成立したのであります。成立したのが 1 2 月 6 日であった訳ですが、実はその後に各自治体からの、この秘密保護法を廃止せよという、そうした陳情が全国から起こりまして、1 2 月議会で提出されて、通過している分が 5 6 自治体ある訳です。そういうふうなことで、この 3 月議会では、もっともっとその数が膨らむだろうというふうに考えられております。

国の外交、防衛またテロ、スパイ防止法、テロ特捜法、これら 4 件に係わる、特定秘密というふうなことのようでありますけれども、内容は極めて国民の安全そしてまた生活、経済に係わっている問題ばかりが多い訳ですので、必ずしも国家公務員というふうなことに限らず、地方の公務員誰でもかれでも、何が秘密か知らないで、知ろうと欲していたことが、これに違反すれば、処罰されるというようなことも一般市民にも起こりうる大変危険な問題だということ、おそらくそれで 5 6 自治体もまず意見書が上がっているというふうなことなのであると

思います。私はこの内容はもう最もだと思いますし、是非とも廃案、廃止、廃案させるように頑張っていきたいと思いますので、この陳情は採択をすべきだというふうに思っています。

○委員長（金谷道男） ほかにご意見ございませんか。

はい、秩父副委員長。

○委員（秩父博樹） まず今、佐藤委員からお話もございましたけれども、ただ、この特定秘密保護法というのに関して、昨年、私、佐藤英道衆議院議員に秋田に来ていただきまして、いろいろ勉強会を行いまして、種々内容、詳細まで伺いました。今世の中で反対というのが行われている、テレビにもかなり取りあげられて、国会前でもかなりデモが行われたのをテレビでも放映されましたけれども、テレビで見てもわかりましたけれども、半分以上、選挙権のない10代の子供たち、今良く飛んでいるSNSと言われるソーシャルネットワークですね、家の子どものところにも、良く分からないけれど、秘密は駄目だと思います。みんなでお祭り騒ぎをしましょうという、そういうのが流れてきていたので、なので、良く根拠が分からないまま、とにかく秘密は駄目だということで、分からないまま反対している人達がたくさんいると思います。これが何で必要かというのは、今、日本は、特定情報ということにおいて、まず国際的に信頼されていないと、だからまず信頼を勝ち得るために、この法を制定しなければいけないと。友好国であるはずのアメリカさえも今、この情報ということについては、日本は信頼できないから、真っ直ぐ日本の国に重要情報を流せないと、なので今現状は、1回、アメリカから韓国に1回情報が流れて、韓国の政府の中で、この情報は日本に流して良いものなのか、流しちゃ駄目なのかというのが精査されて、その中で狭められてから日本に流して良いものだけが流れてくると、今、そういう状況だそうです。でもし、この法が成立していれば、ちょうど1年前にアルジェリアであった日本人が人質になって、亡くなった事件もありましたけれど、もしかすれば、助けられた命もあったかも知れないと、そのようなお話も伺いました。今、一般市民の人達にも害が及ぶというような話がありましたけれど、もし、そうであれば公明党は反対します。一般市民の人達には害が無いものなので、特定の秘密を扱う公務員に限っての法なので、中身も限られてスパイと、テロ、それから防衛、あともう一つ、いずれ、ここで暮らしている自分達には直接影響の無いものなの

で、ただ、今その辺の知る権利についての線引きの法設定をしっかりとしていかなきゃならないという、ただそれだけなので、今、成立されてから、じゃ、今、ここに住んでいる人達の生活が変わったかとなれば、まずそんなに影響を受けているようなことは無いので、なのでこれは是非とも、国際的にも日本が信頼を得るために、通さなきゃいけない、部分だなどと思いますので、私からは以上です。

○委員長（金谷道男） ほかにご意見のある方。

はい、橋村委員。

○委員（橋村 誠） 私はこの特定秘密保護法には、基本的には賛成なんですよ。

ただし、これを作った時は拙速だったなという面は思ってるんし。ただ、中身については、今、佐藤議員、文子さんが言ったような、何というかな、何でもかんでもという昔に戻るようなことでは無くて、今、きちんとした監視もしているし、我々もいつも監視をしているし、そういうようなことがあってはいけないことなのだから、それをマスコミとか反対の人達が、そこだけを捉えてどんどん宣伝するものだから、何かこれが悪法みたいに聞こえるけれども、私はこの法律がなければ日本の安全保障というのは保障できないという思いは持っているんし。ただ、あの作ったときの、あれがちょっと拙速だったと思っているから意外と反対と言う人がそこさ出てくる。基本的に私は廃止というのは認めていません。じゃそこで、賛成かというところでもないけれども、廃止までは必要無いと思うんし。というのが私の意見です。

○委員長（金谷道男） はい、どうぞ自由討議ですので皆さん発言してください。

はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） すみません。今、橋村委員からあったのをちょっと一つ思い出したけれど、用は昔あった治安維持法の要素を含むようなものであれば公明党議員も全員反対します。これを全然含まない、真逆の法ということなので、賛成します。今あった法を通す時に拙速だったと、それは反省点だと思います。私にもそう見えたし、それについてはやっぱりいろいろ、あれはまずかったのではないかという話しがいろいろ上がったので、あと一つ言えば、名前だしな、特定秘密保護法という、秘密という部分にやっぱりみんな何か都合の悪いことを隠すんじゃないか、というイメージがここに生まれてくると思うので、これは国会議員の先生からも教えていただいたのですけれど、そのあとで、例えば重要情報漏洩

防止法だとか、何かそういう形の名前であればあれほど反対の声も上がらなかったんじゃないかな、という話しもありましたので、これは補足です。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ま、いろいろどこで線引きするのかとか、そういったことははっきりまだ示されてもいないし、また誰がそれを特定だと決めるのかというと、首相が最終的には判断する、その中身についても、相当、マニュアルがきちりあって、これは駄目、これはあれということふうなはっきりとしたものは作られていない中でやられてきている。だから相当、これは特定秘密に値するというふうな判断も相当指示的にいろいろこの変えられる可能性は持っている、という状況は間違いない訳です。

それで、実際に石破さんが、国会であればT P P問題でやった時だったかな、相当に、あれはテロだと、国民の皆さんがデモ行進を、それで反対というふうな、そういう運動に対してね、テロだと、テロの一種じゃないですかというふうに言われた、そういったこともあった。本心はそういうところにあるんだというふうなこと、非常にやっぱり国民の言論の自由だとか、こういう憲法に係わる部門に相当違反する内容だというようなことはやっぱり、これははっきりしていると思うんですね。だから勿論、陳情にもそのことが書いてありますので、これは何としても採択をしてですね、まず国会に、こうした法律はやめまじょうと、いうふうなことを言うて行くということが妥当だと思うんですよ。

マスコミの方々は勿論ですけれども、一般、何でもかんでも秘密と、何が秘密なのかわからないまま、ちょっとその情報について知りたい、また情報を得たりする、何かで、コンピューターで引いたりする、そうふうなことも、犯罪になる、そんな要素を含んでいるものだというふうなことだけははっきりしています。

○委員長（金谷道男） ほかに。ご発言のない2人は。

○委員（橋村 誠） ただ、それが悪法だとすれば、今は昔と違ってちゃんと世論もあるし、みんな見ているんだしよ、実際。だからもしそれが悪法でそういうことになったりすれば、完全に政党がひっくり帰るし、すぐに無くなるのは当然だと思うよ。俺は。マスコミなんていうのは、マスコミもピンキリだよ、とんでもないマスコミ、俺はあんまり好きで無いけれども。だから俺はやっぱり、必要な法律であるから、だからそれをしっかり監視するという、これが出来上がったら

監視すると、第三者機関でも作ったら良いし、何が秘密で何が秘密でないかというのはどっかで線引きしなければいけないし、その線引きが悪く思えば、それはそれで直せば良いことだし、何か別の意図があるんでないかなという思いはしているんですけども。私はだからこれについては廃止するということに対しては私は賛成できません。

○委員長（金谷道男） ほかに。

○委員（大野忠夫） 私は確かに、民意をもっと大事にするということが基本なんなのも、今、自民党が政権を取った、その裏には最大数とったと、だけれども少し詰めてみると、民意が全て見えていると、全くそこは違いがあるとそこは思っています。

戦術に勝ったというだけで、民意をしっかりと取ったということでは無いと思う。そういう中において、今、安倍首相のやっていることというのは、いろんなことを、これだけではなくて、いろんなことを見てきて、権力主義という言葉は、何かで、テレビにも出たし、新聞にも出た。その主義というのは、このことは何を指すのかということやっぱり独裁だという、そういう方向を目指して、この人が頑張っているんだべがなど、感じも取られるという、なるほどなど、私も思ったんです。そういうこともいろいろ考えると、このことはもうすんなり、はい、そうですね、あんだどかと言うよりも、私はこういう良い反省の機会としても、やはり私は反対します。

○委員長（金谷道男） そうすれば、これで自由討議を終結いたします。

本件については、採択か不採択という判断を求められておりますので、これより挙手により採決をいたします。

本2件を採択とすることに賛成の方は挙手願います

（挙手1名）

○委員長（金谷道男） 賛成少数であります。

よって本2件は不採択すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第10号、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書採択について、を議題といたします。

同じように自由討議と致したいと思いますので、本件に関して、ご意見等あります委員の方はどうぞ。

- 委員（鎌田正） 賛成とか反対とか言う前に、これの陳情は自治法を改正してくださいということだんしべ、これ。簡単に言えば。

自治法を改正するということは、例えば大仙市の場合、パートとかのことは別問題として、嘱託職員などはきちんと出ているんだべ、これ。手当、嘱託職員。何となっているものなべ。良くわからねのも。人に寄りけりだがや。同じ嘱託でも。できるんだが。これ嘱託職員は。再任用は何となっているんだ。

ちょっと総務課長とか……。

- 委員長（金谷道男） 暫時、休憩いたします。

休憩（午後 2 時 3 5 分～午後 2 時 4 5 分）

- 委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今その、陳情のことについての話しなただけけれども、大仙市で臨時だとか非常勤職員はどんな種類があつて、どういう障害になっているのかということをお教え欲しいということだ。

- 総務課長（伊藤義之） 職種につきましては、普通の事務事業、施設管理、校務員、用務員、レセプト点検とか、保健師、運転手、IT推進員、学校支援員等、結構職種がありまして、それぞれ時給と日額で定めております。基本的には、現在、時給の方で支給している職員の方が多いです。大体 1 日、7 時間、ということで、例えば事務事業ですと 1 時間 6 9 0 円で 7 時間ですと 4, 8 0 0 いくらと、いうふうな形で、日額ですとまあ 1 日 7 時間 4 5 分ですけれども、5, 3 0 0 円というふうな形で支給しております。

基本的には出勤した日数に応じて、それに依りてまず支給していると、そういうふうな状況です。

手当につきましては、陳情にもございますように、自治法で非常勤の職員には自治法で、報酬及び費用弁償を支給するというふうなことになっておりまして、いわゆるその期末、勤勉に係る手当については、支給しておらない状況です。

合併する前は、各自治体で支給しておったような実態もございますけれども、合併後は、この自治法の規定により、勤務した分、いわゆる時給あるいは日額で支給している状況です。

中には月額で決まっている方もおりますけれども、そういう方についてはその月額分のみと、いわゆる付加給と言われるものは支給していない状況にございます。

非常勤職員ですけれども、いわゆる我々が分けている部分は、その月額で、支給している職員について、嘱託職員というふうな形で、言っております。いわゆるその事務について、特にお願いするというふうなことで、1日の勤務時間については、6時間から7時間くらいが、1日の勤務時間というふうな形になっておりますけれども、フルタイムではなく、パートタイムで、パートタイムというか、5時間なり6時間なり1日勤務するというふうな形の人で、月額で支給する方を、嘱託職員と、我々の方ではそういった形で呼んでおります。手当もございません。

○委員（鎌田正） 嘱託職員と称する人は何人くらいいるもんだ。

合併時に嘱託職員と称する人達、各町村にいたったと思うんだのも、合併するときは全部すれば、正職員にしたものなんだが。

○総務課長（伊藤義之） 基本的にはお辞めいただいたとか、ただ、若干ですけれども、今も10人ぐらい、もうちょっといるんのかな、10何人くらいおります。その方については、月額で支給しております。フルタイムで。まあこのかたがたは、いわゆる常勤的非常勤職員。本当はその合併の時に、一応その方々は辞めてきて、というふうなお話をしておったのですけれども、やっぱりその事情によって、そのまま引き継いできたという方もおります。実際のところ。

○委員（鎌田正） 事情も事情だのも、誰がひも付き事情だったべった、それ。

○総務課長（伊藤義之） 実はその方については、今、各支所ごとに予算措置をしておりますけれども、その方々はフルタイムで、月額で決まっております。退職手当の方にも、加入しております。と言うのは、逆にその方々って、フルタイムなものですから、雇用保険に加入できない、適用範囲が地方公務員というふうな常勤の一般職というふうに見られるものですから、定数内ではないのですけれども、その方々については、退職手当に加入している状況です。

○委員（鎌田正） 今、直せと言っても簡単に直らない制度で、これも本人どご傷つけることも出来なくなったべのも、やっぱり皆さん、当時はだで、大曲市役所は良くわがらねのも、当時はみんなひも付きでごりごりやって入れて、パートだや臨時だやとやって、最後に嘱託にして、最後に正職員にしてきたものだったんだ。したが、こうしたごと生じる訳よな。旧大曲市は俺はわがらねよ。わがらねのも、従って、これは自治法を改正することなんだよな、本題に戻ることもなのも、改正ってこう簡単に、財政的にもなんとなものだ、改正してちゃんとやれば。人件費が膨らむことなべのも、簡単に言えば。

○総務課長（伊藤義之） 基本的に支給なるとなれば、言われるようにその部分、手当が、手当分財政的に増えるだけです。その時の職員の取り扱いをどのように見るかということで、それが、その例えば今の定員管理による常勤として見た場合に、定員管理の数値に入ってくるんです。ですから基本的には非常勤で行かないと、その定員外でカウントすること出来ないっていう状況ですので、もし常勤にしてしまえば手当は上げるというふうな形になると、そういった弊害も出てはきます。ただ、現行のままパートのまま、手当を上げるということ事態については、これは一般企業においてもそうですけれども、手当を上げているところは実際聞くことはありますので、その部分が財政負担増えてくるのかなという。

○委員長（金谷道男） 基本的な考え方として、自治体って、一般職のいわゆる職員だけで、仕事をしていける、しなければだめだと、いうことえずっと行けるかということがまず1つあることと、今の想定する事務的な話しの職員のことを言っているけれども、例えば心の相談員とか、カウンセリングする人方とか、例えば消費者センターのそういうものに当たる人方とかっていうのは、まさに非常勤の、しかも自治体の職員がやっている。すればその人方って、誰彼って出来ない仕事の部分もあるんだよな。そういう人方の身分とか、何となるんだべ。それも全部一般職でやる自治体になれば、そえはそれで良いだろうけれども、どうも今見てれば、どうもそうも行かないみたいなところがあって、そうしたときにこの人方は何とだべなど、事務職員は良いぎよな、1年とか半年とかで、再雇用しないよというやり方でやっていけるべのも、その人方だけでない部分があってよ、それって自治体で何と考える、人どて使うときに他の会社どが、ちゃんと雇用もやって、社会保障もやって、使えよと言ってて、自分の方で使う時は、そんたや

つ何もやらないで良いのかということもちょっとあるんた気はするんだのも、ただ財政負担のこともあるし、なるべくそういう職員でなくて、一般職でやるということの話しだとすれば、それはその考え方だと思うけれども。現実には結構、難しいなという、何かそういう感想になって、この陳情って非常に悩ましい陳情だなと思って、自分ではそう思ってら。

○委員（大野忠夫） 今いろんな手当が出るとか出ないとかの話しになるけれども、そうでなくて、年金だとか、それから医療だとか、それからそういう諸々の退職金だとか、そういうものは該当しないんだしな。全然、やってねしな。社会保険とかの関係ね。

○総務課長（伊藤義之） その部分については、一応、その社会保険の方の厚生年金法とか、そちらの方の適用がありまして、一般職の例えば社会保険だとすれば、4分の3以上の就業を要すれば、強制的に入る必要があります。それと、雇用保険については、確か、19時間だったか、20時間だったか、ちょっとその細かいところを忘れたんだしのも、それだけの就業時間以上あれば加入する必要があると、従業員も2人以上だったんしかな、加入する義務があるということで、そういった勤務を命じている場合には、当然、強制的に入ってくださいと、ちょっとこれは昔の話しになるんですけれど、社会保険の監査が入りまして、前に、10年ぐらい前だったんしかな、大曲市役所時代だったんしのも、訴追して加入させられたということもありました。ですので、そこいら辺の部分は、まず基本的には、社会保険あるいは失業保険に入れるというふうな形にしております。基本的にフルタイムでなければ退職手当とか、共済には入れないので、そこはあれですけれども、そういった状況にはなってます。

○委員長（金谷道男） （マイクが入ってなく聞き取り不可能）

○委員（鎌田正） だとすれば、だとすればなで。地方自治法改正すること、今日のこれだけは、ただ非常勤職員の期末手当、退職手当を簡単に言えば認めてくれということだんしべ。簡単に言えばだで。それから2番目のこの、いわゆるパート程度の人達とも、臨時、非常勤改正してけれと、もっともっと改正さねばできね要件があるなだね。自治法そのもの。

○総務課長（伊藤義之） なんだしね。まず1番の方は自治法の話しだんし。2番もその地公法とか、そちらの方の話しで、これは普通の一般の、普通だと雇うとな

ったとき、労働契約というふうな形なんだしのも、地方公共団体の時は行政行為ということで、それでパート労働法というか、そちらの方の適用ないというふうなことなものであるから、単にここをこう改正しただけでは、ちょっとできない。

○委員（鎌田正） んだから広範囲に改正をきちんとやっていかねば、全部ここを網羅したところの、今日の陳情書によ、中身全部網羅されねでないかなと思って感じて、別にこれ悪いという意味でなくてだで、だとすればもう少し検討してよ、もう少し、こう何というか、我々もちょっとわからないこといっぱいあるだから、これだけやって改正できて、あとすぐに実現できるものであれば良いたって、もっと広くこれな改正していかなければならぬ問題でねべが。反対はしてねで。

○委員（佐藤文子） 意見書はまずこの自治体の現場の組合職員の皆さんが研究に研究を重ねた上での臨時パートの、処遇の改善というふうなことで、特にあの、退職手当、期末手当、これの改善は地方自治法を改正することによって少し改善できるというふうなことで、研究に研究を重ねて出してきた内容だから認めて良いじゃないですか。

○委員（鎌田正） いやいや、良いんだのも、これは、教職員組合の人達の問題では無くて、ただ自分達が除ければ全てが良いではなくて、俺は、もっともっとパート等、広く考えてやらねば出来ないもんでねがなど、すれば他も出せば良いねがといった問題になるかも知れないけれども……。

○委員（佐藤文子） 教職員の皆さんはそういう立場で出しているんじゃないですか。だからやっぱり、自治体の臨時職員も。

○委員（鎌田正） まず自治体自体が守っていなければ何とも。

（雑談あり）

○委員長（金谷道男） これにて自由討議の方は終了したいと思います。

これより採決いたします。

本件は、採択することに賛成の方、挙手願います。

（全員が挙手する）

○委員長（金谷道男） 挙手、全員であります。

よって本件は、本件は採択すべきものと決しました。

暫時、休憩いたします。

休憩（午後 2 時 5 7 分～午後 3 時 0 1 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、陳情第 10 号が採択されましたので、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局から意見書案を配付させます。

（事務局、意見書案を配付）

○委員長（金谷道男） ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。

意見書案について内容のご確認、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長（金谷道男） 次に、閉会中の継続審査・調査の申し出にかかわる事件について、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(金谷道男) 以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。
長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

午後3時03分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男